

(仮称)

魚津市子どもの未来応援計画(素案)

魚津市子ども・子育て支援事業計画【追加版】

(子どもの貧困対策に関する施策)

平成 30 年3月

富山県魚津市

目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1. 計画の背景と趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
第2章 子どもを取り巻く現状	3
1. 子供の貧困の現状.....	3
2. 本市における生活保護世帯の状況.....	4
3. 本市における児童扶養手当受給者数の状況.....	5
4. ひとり親世帯の現状.....	6
5. 就学援助認定の現状.....	8
6. 魚津市子育て家庭アンケートによる調査結果（抜粋）.....	9
7. 関係団体への調査結果（抜粋）.....	27
8. 調査結果から見える本市の課題.....	31
第3章 施策の展開	32
1. 施策の5つの柱.....	32
(1) 教育の支援.....	32
(2) 生活の支援.....	33
(3) 保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実.....	35
(4) 経済的支援.....	36
(5) 周知の徹底.....	37
2. 子どもの貧困に関する指標.....	38
第4章 計画の推進	39
1. 計画の推進体制と関係者の役割.....	39
2. 計画の進捗管理と見直し.....	39
第5章 資料編	40

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画の策定の背景と趣旨

国の調査（平成 28 年国民生活基礎調査/厚生労働省）によれば、子どもの貧困率は平成 27 年時点で 13.9%（7 人に 1 人）と発表されました。過去最悪だった平成 24 年時点の前回調査での 16.3%（6 人に 1 人）から 2.4 ポイント改善しています。改善したのは 12 年ぶり、雇用状況が良くなり子育て世代の所得が増加したことが要因と考えられています。

一方、国では、平成 25 年 6 月に子どもの貧困対策の基本となる事項を定めた「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成 26 年 1 月に施行されました。その後同年 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困対策に総合的に取り組んでいく姿勢が示されたところです。

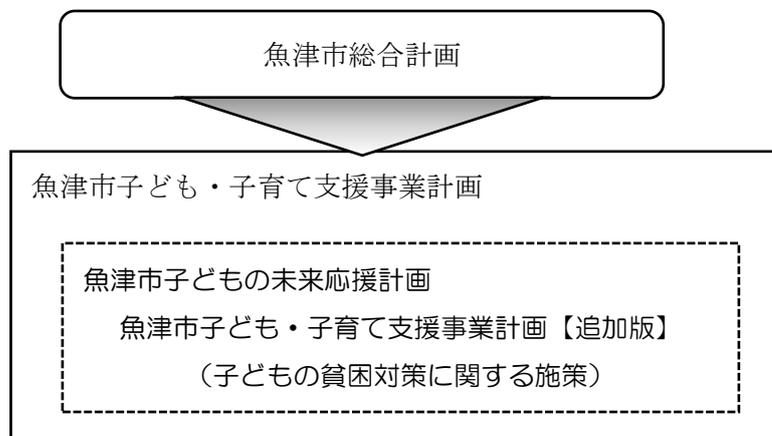
また、富山県においては、平成 27 年 3 月に「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」を策定し、これを法律に基づく都道府県子どもの貧困対策計画として位置づけています。

このように全国的にも子どもの貧困対策の機運が高まっている状況の中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、本市の実態に応じた子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成 27 年 3 月に策定した「魚津市子ども・子育て支援事業計画」に、子どもの貧困対策に関する施策を追加するため、「魚津市子ども・子育て支援事業計画【追加版】」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

「魚津市子ども・子育て支援事業計画【追加版】」は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 4 条の規定に基づく子どもの貧困対策に関し本市の状況に応じた施策の策定に関する基本計画と位置づけます。

また、市政運営の基本方針である「魚津市総合計画」を基盤としながら、本市の子どもを取り巻く社会環境等の現状と課題を分析するとともに、子どもの貧困対策に関する取組について改めて整理し、施策展開や取り組む姿勢についての基本的考え方を示すものです。



3 計画の期間

本追加計画は、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間としている「魚津市子ども・子育て支援事業計画」に追加する計画であることから、平成 30 年度から平成 31 年度までの 2 か年を計画期間とします。なお計画期間にかかわらず本市の総合計画や関連計画の動向、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを柔軟に行います。

第 2 章 子どもを取り巻く現状

1 子どもの貧困の現状

全国の子どもの貧困率の状況

平成 28 年の国民生活基礎調査からみると、平成 27 年の貧困線（等価可処分所得（※）の中央値の半分、熊本県を除く。）は 122 万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合、熊本県を除く。）は 15.6%となっています。

「子どもの貧困率」（17 歳以下）は 13.9%（7 人に 1 人）となっており、平成 15 年度以降増加を続けていましたが、平成 27 年で減少に転じています。

また、「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.9%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では 50.8%、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%となっています。

◆貧困率の推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	（単位：％）										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	（単位：万円）										
中央値（a）	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（a/2）	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1) 平成 6 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 平成 27 年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 貧困率は、OECD の作成基準に基づいて算出している。
 4) 大人とは 18 歳以上の者、子どもとは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※「等価可処分所得」とは

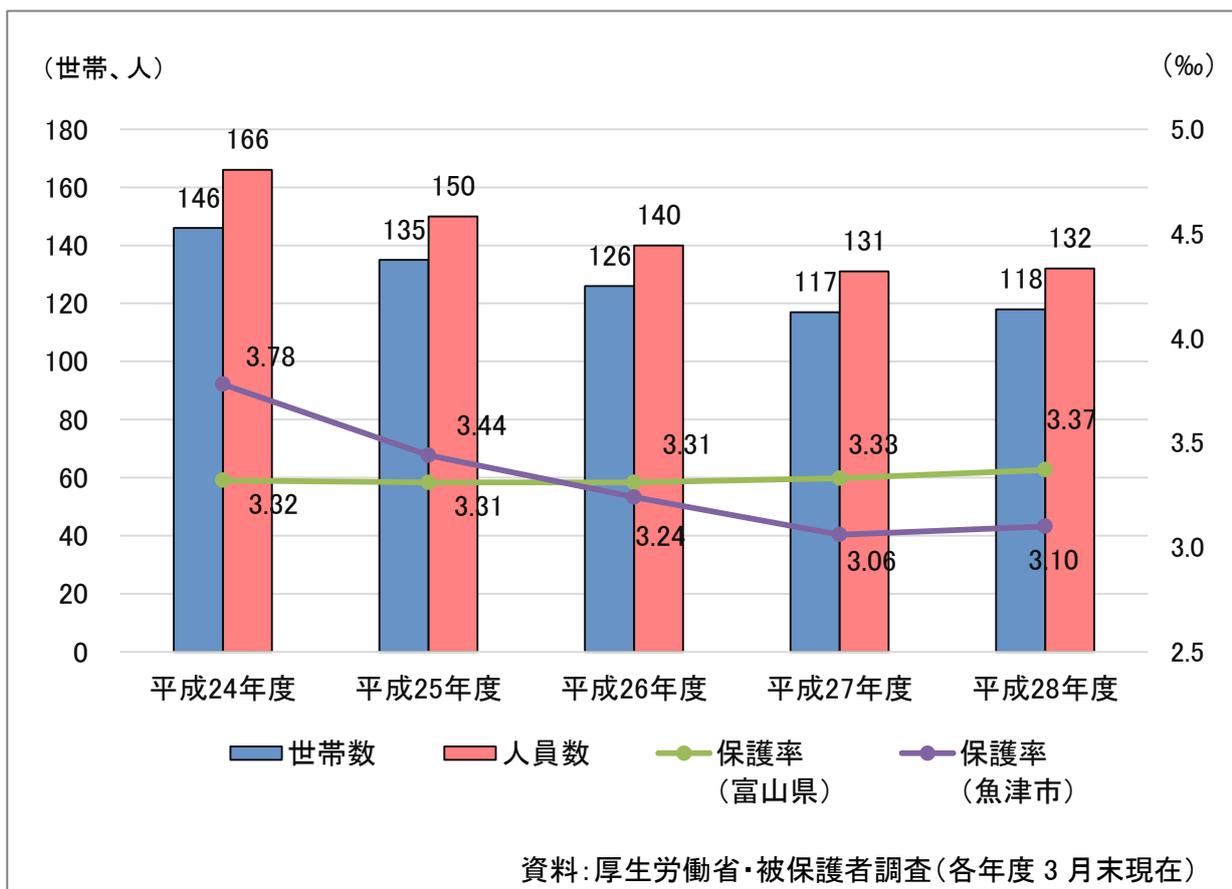
世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取りの収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

2 本市における生活保護世帯の状況

魚津市の生活保護の状況は、平成 25 年度以降、世帯数、人員数及び保護率とも減少傾向にありましたが、平成 28 年度に入り若干増加しました。

なお、生活保護世帯の多くは高齢者世帯であり、18 歳未満の子どもを含む世帯は少ない状況です。

◆生活保護世帯数、人員、保護率の推移



	世帯数	内 18 歳未満の子 どもがいる世帯	人員数	保護率 (※)		
				魚津市	富山県	全国
平成 24 年度	146	4	166	3.78‰	3.32‰	16.39‰
平成 25 年度	135	8	150	3.44‰	3.31‰	16.68‰
平成 26 年度	126	1	140	3.24‰	3.31‰	16.74‰
平成 27 年度	117	2	131	3.06‰	3.33‰	17.03‰
平成 28 年度	118	2	132	3.10‰	3.37‰	16.90‰

各年度 3 月 31 日現在

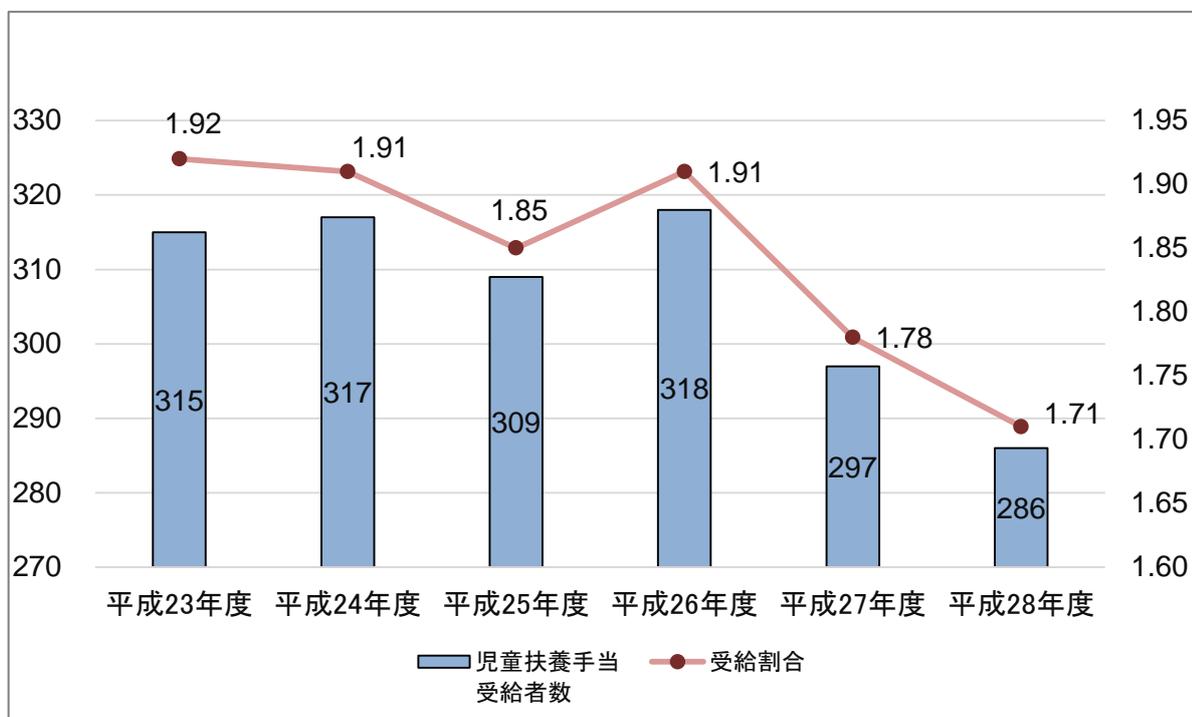
※保護率は、1,000 分の 1 単位 (‰) で表記

3 本市における児童扶養手当受給者数の状況

児童扶養手当受給者数の推移をみると、平成 23 年度から増減を繰り返しながら、平成 26 年度をピークに減少に転じており、平成 28 年度では、286 人となっています。

ピーク時の平成 26 年度と比べ 10%弱減少しています。

◆児童扶養手当受給者数及び受給割合の推移



	児童扶養手当 受給者数	全世帯数	受給割合
平成 23 年度	315	16,369	1.92%
平成 24 年度	317	16,610	1.91%
平成 25 年度	309	16,702	1.85%
平成 26 年度	318	16,682	1.91%
平成 27 年度	297	16,706	1.78%
平成 28 年度	286	16,735	1.71%

資料:こども課 各年度 3 月 31 日現在

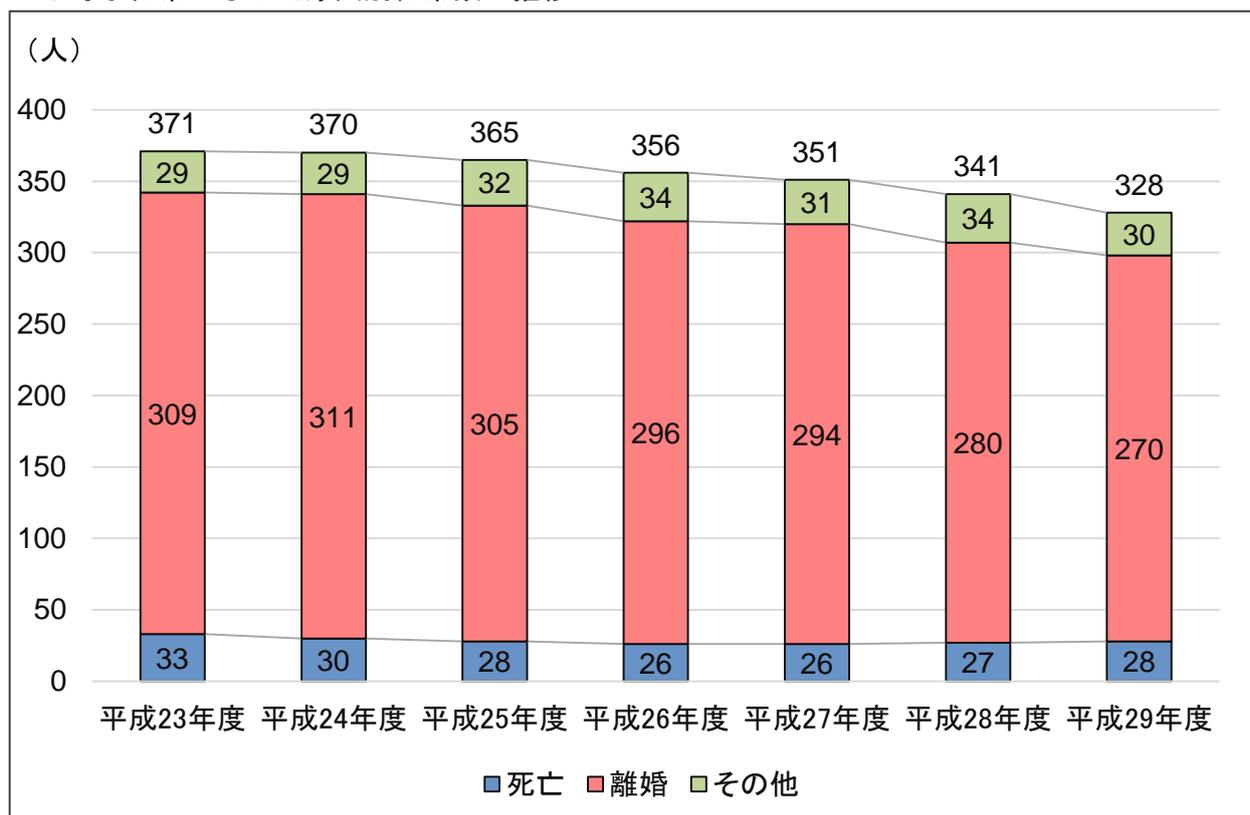
4 ひとり親世帯の現状

(1) 母子世帯の状況

離婚による原因でひとり親となった母子世帯においては、平成24年度の84.1%をピークに減少に転じていますが、割合としては全体の8割以上を占めています。

母子世帯数は、平成23年度の371人をピークに減少に転じており、平成29年度では、328人となっています。

◆母子世帯となった原因別世帯数の推移



	母子世帯数				原因別構成比		
	死亡	離婚	その他	合計	死亡	離婚	その他
平成23年度	33	309	29	371	8.9%	83.3%	7.8%
平成24年度	30	311	29	370	8.1%	84.1%	7.8%
平成25年度	28	305	32	365	7.7%	83.6%	8.8%
平成26年度	26	296	34	356	7.3%	83.1%	9.6%
平成27年度	26	294	31	351	7.4%	83.8%	8.8%
平成28年度	27	280	34	341	7.9%	82.1%	10.0%
平成29年度	28	270	30	328	8.5%	82.3%	9.1%

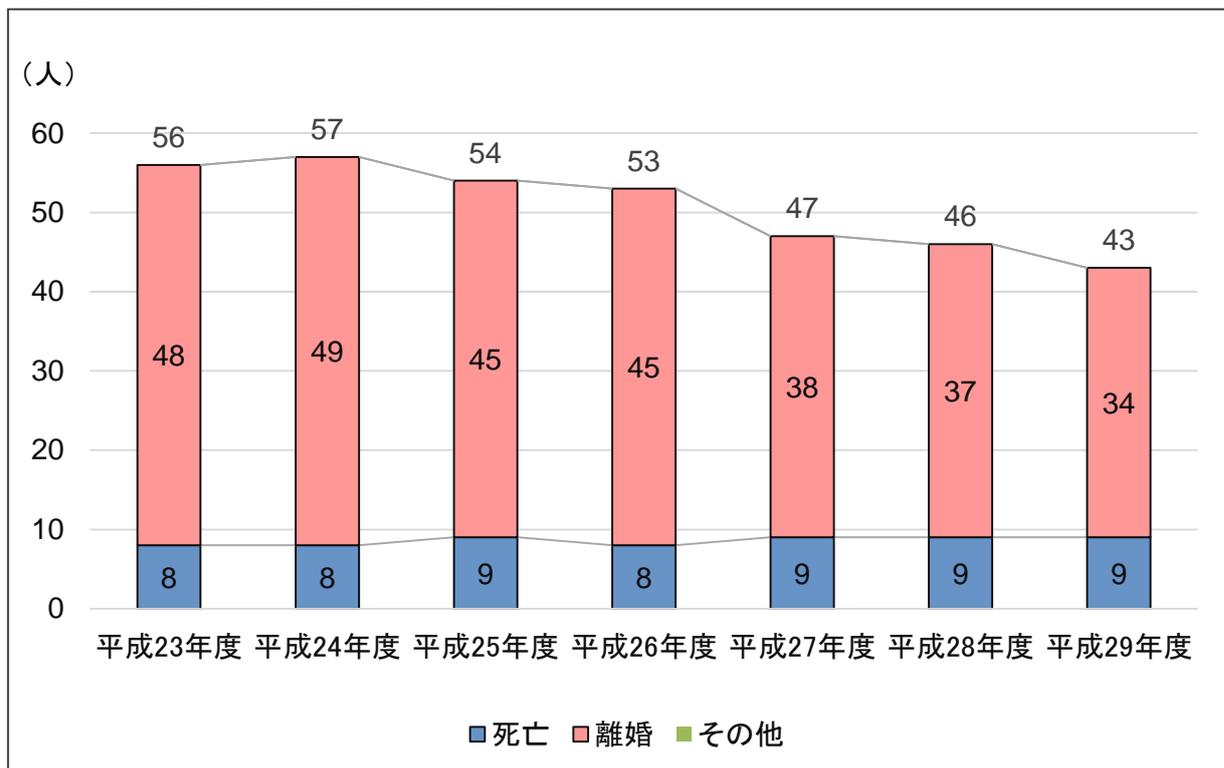
資料:こども課 各年度4月1日現在

(2) 父子世帯の状況

離婚による原因でひとり親となった父子世帯においては、平成26年度の86.0%をピークに増減を繰り返しながら、減少に転じています。全体の8割以上で推移していきましたが、平成29年度に8割を割っています。

父子世帯数は、平成24年度の57人をピークに減少に転じており、平成29年度では、43人となっています。

◆父子世帯となった原因別世帯数の推移



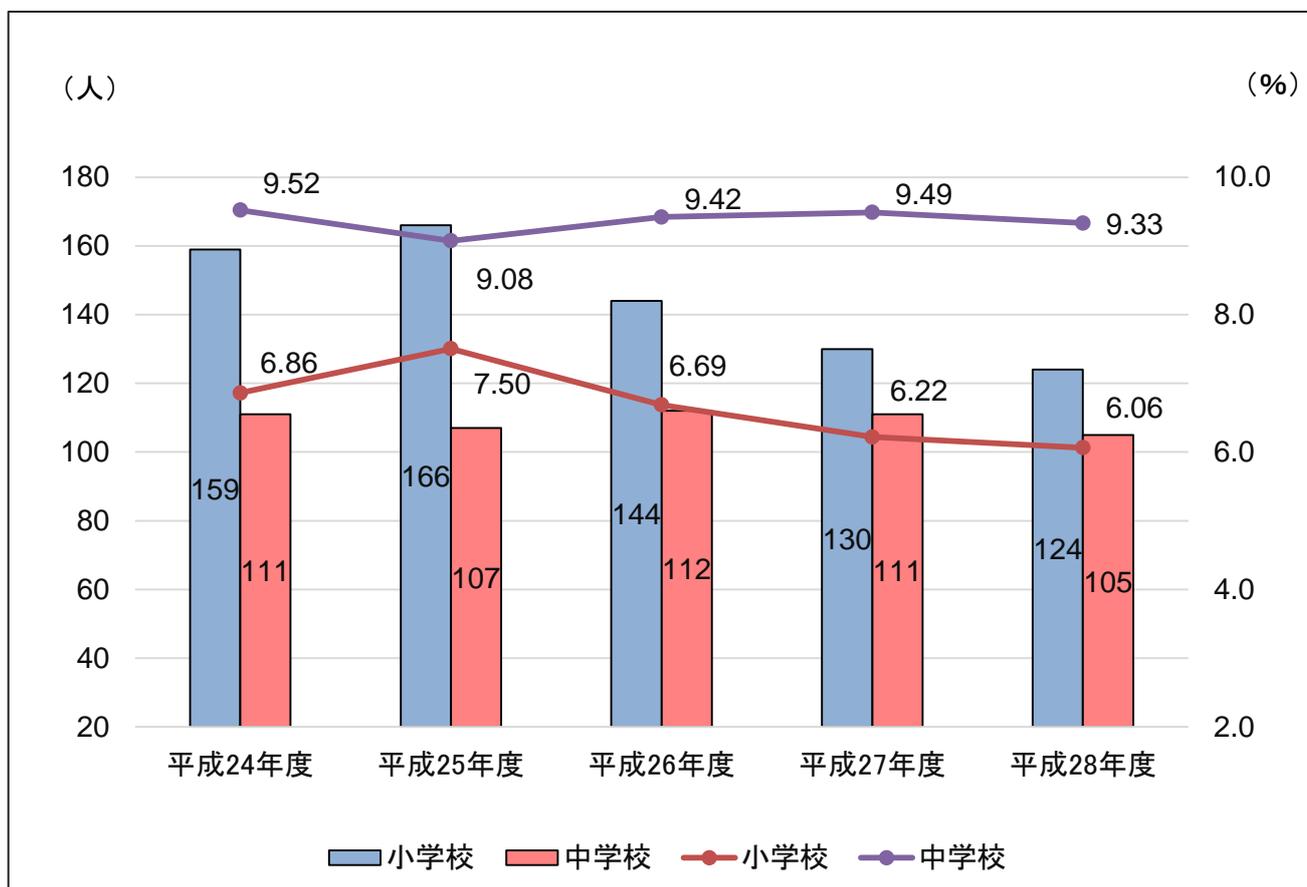
	父子世帯数				原因別構成比		
	死亡	離婚	その他	合計	死亡	離婚	その他
平成23年度	8	48	0	56	14.3%	85.7%	0.0%
平成24年度	8	49	0	57	14.0%	86.0%	0.0%
平成25年度	9	45	0	54	16.7%	83.3%	0.0%
平成26年度	8	45	0	53	15.1%	84.9%	0.0%
平成27年度	9	38	0	47	19.1%	80.9%	0.0%
平成28年度	9	37	0	46	19.6%	80.4%	0.0%
平成29年度	9	34	0	43	20.9%	79.1%	0.0%

資料:こども課 各年度4月1日現在

5 就学援助認定の現状

就学援助認定者数及び割合においては、小学生は平成 25 年度をピークに減少に転じています。

中学生においては、平成 27 年度まで増加傾向にありましたが、平成 28 年度には減少に転じています。



年度	小学校			中学校			合計		
	認定者数	生徒数	認定者割合	認定者数	生徒数	認定者割合	認定者数	生徒数	認定者割合
平成 24 年度	159	2,318	6.86%	111	1,166	9.52%	270	3,484	7.75%
平成 25 年度	166	2,212	7.50%	107	1,179	9.08%	273	3,391	8.05%
平成 26 年度	144	2,154	6.69%	112	1,189	9.42%	256	3,343	7.66%
平成 27 年度	130	2,090	6.22%	111	1,170	9.49%	241	3,260	7.39%
平成 28 年度	124	2,045	6.06%	105	1,125	9.33%	229	3,170	7.22%

資料:こども課 各年度 3 月 31 日現在

6 魚津市子育て家庭アンケートによる調査結果(抜粋)

調査地域：魚津市全域

調査期間：平成 29 年 8 月～平成 29 年 9 月

調査対象：

	アンケート対象者		配付数		回収数		回収率	
	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども	保護者	子ども
小学校5年生	○	○	316	316	311	310	98.4%	98.1%
中学校2年生	○	○	356	356	303	303	85.1%	85.1%
ひとり親世帯	○		377		348		92.3%	

〈分析方法〉

本調査では相対的低所得線を算出し、その線より下を「相対的低所得層」とし、その線より上を「相対的非低所得層」と区分しています。

相対的低所得線とは今回のアンケート調査にご協力いただいた世帯の中からアンケート内にある 2 つの設問「世帯収入」及び「世帯員数」について回答があった世帯の等価世帯収入の中央値（※①）に 70%（※②）を勘案し、算出したものです。

厚生労働省が公表している国民生活基礎調査での貧困線は、最新の平成 28 年調査での平成 27 年の貧困線 122 万円とは算出基準が違うため単純比較できません。あくまで本市独自の基準に基づく「相対的低所得層」及び「相対的非低所得層」での分析結果となることにご留意ください。

相対的低所得線

- ・小学 5 年生の児童のいる家庭：234.79 万円（中央値 335.41 万円）
- ・中学 2 年生の生徒のいる家庭：227.5 万円（中央値 325 万円）
- ・ひとり親世帯の平均世帯収入（※③）：約 237 万円）

※①世帯員数を勘案した世帯収入を低い順から高い順に並べていき、真ん中の額を採用。

※②国の算出方法である 50%で計算すると相対的低所得層のサンプル数が少なく正確な分析ができないため 70%まで引き上げる。

※③ひとり親世帯については、アンケートの設問内容が異なるため、10 個の回答項目のそれぞれの中央値を世帯収入とし、各項目の回答世帯数を乗じ、その合計を全回答世帯数で割った金額を平均世帯収入としています。

(1) 1年間(平成28年)の世帯全体の収入

(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者、ひとり親)

小学5年生と中学2年生をあわせた全体で見ると、一番高い割合は、「600～699万円台」、次いで「700～799万円台」、「500～599万円台」「800～899万円台」となっています。

小学5年生の保護者では、非低所得層で最も高い割合は「600～699万円台」、「700～799万円台」、次いで「800～899万円台」、「500～599万円台」となっている。低所得層で最も高い割合は「400～499万円台」、次いで「300～399万円台」、「200～299万円台」となっています。

中学校2年生保護者では、非低所得層で最も高い割合は「600～699万円」、次いで「700～799万円」、「800～899万円」となっています。

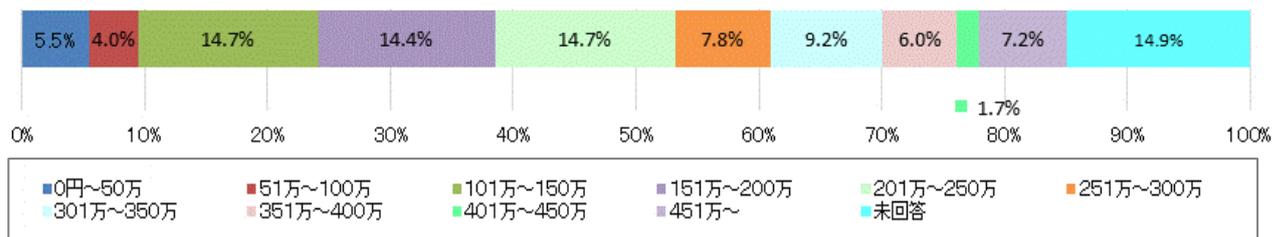
低所得層で最も高い割合は「400～499万円」、次いで「300～399万円」、「200～299万円」となっています。

◆1年間の世帯全体の収入



ひとり親では、「101 万から 150 万」、「201 万～250 万」が同率で最も高く、次いで、「151 万～200 万」、「301 万～350 万」となっています。

◆世帯全員の年間収入（ボーナス含む）（ひとり親）



(2) 家計の先行きに不安を感じたこと

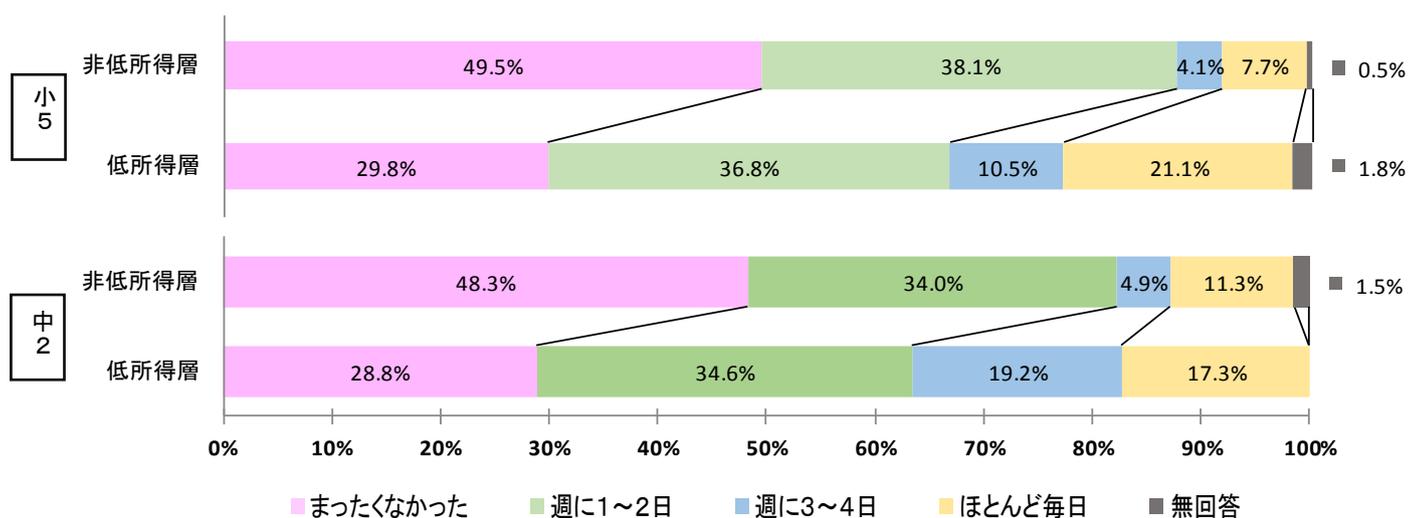
(小学校 5 年生の保護者、中学校 2 年生の保護者)

小学校 5 年生の保護者では、週 1 日以上家計の先行きに不安を感じている割合は、低所得層で約 7 割となっており、非低所得層に比べて約 2 割高いです。

中学校 2 年生の保護者では、週 1 日以上家計の先行きに不安を感じている割合は、低所得層で約 7 割となっており、こちらも小学 5 年生同様、低所得層の方が約 2 割高いです。

このことから、小学校 5 年生の保護者、中学校 2 年生の保護者ともに低所得層においては、週 1 日以上家計の先行きに不安を感じている人が約 7 割もおり、経済的不安に悩まされていることが分かります。

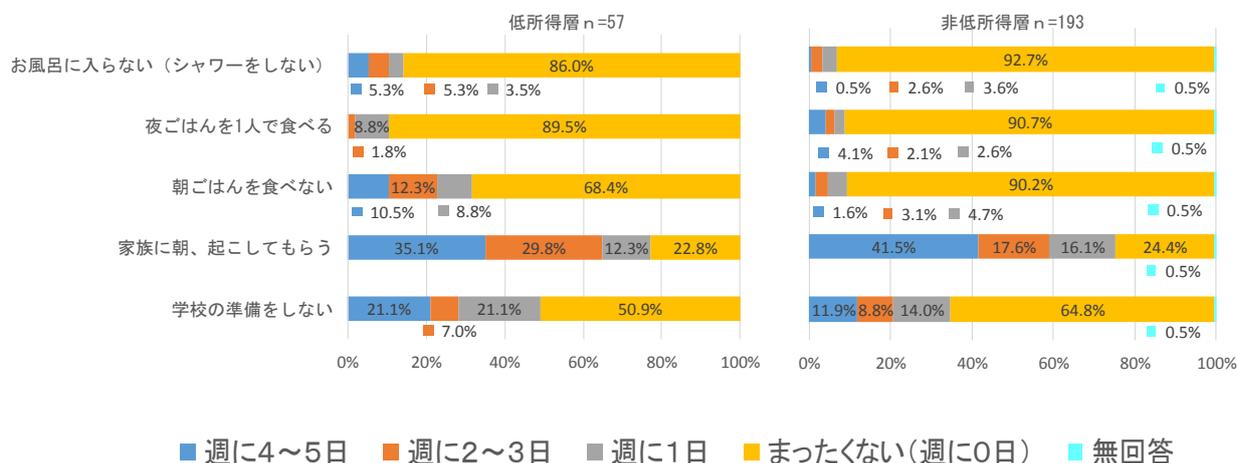
◆家計の先行きに不安を感じたこと



(3) ふだんの生活について (小学校5年生の児童、中学校2年生の生徒)

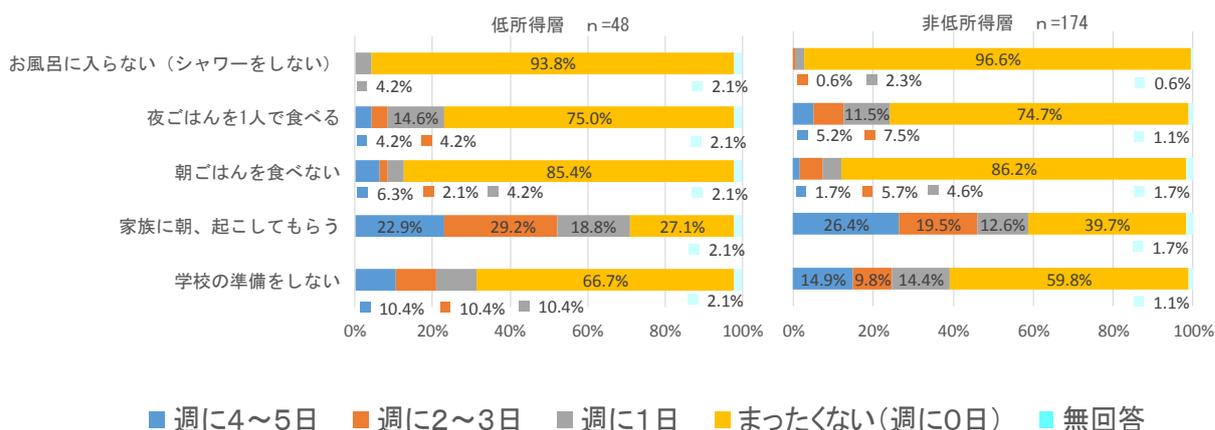
小学校5年生で特出するべき点は、「朝ご飯を食べない」の回答で、週に1日以上朝食を食べない日がある割合は低所得層で3割以上となっています。

◆ふだんの生活 (小学校5年生の児童)



中学校2年生の子どもでは、全体的にみて、週4~5日「次の日の学校の準備をしない」、「家族に朝、起こしてもらう」、割合は非低所得者層が高くなっています。一方で、「朝ごはんを食べない」の割合は低所得層がわずかに高いですが、週に1日以上を比べるとほぼ同数になります。「夜ごはんを1人で食べる」で週に1日以上を比べるとほぼ同数でした。

◆ふだんの生活 (中学校2年生の生徒)

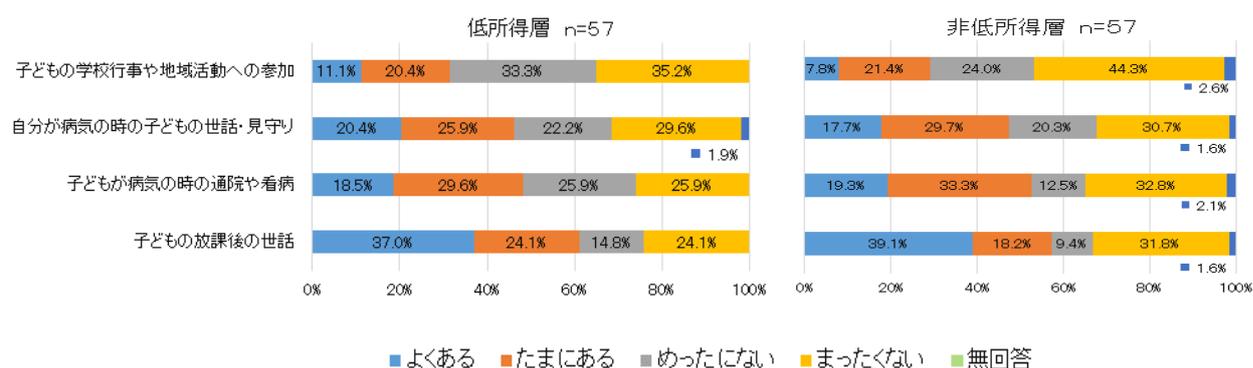


(4) ご両親（子どもの祖父母）からの育児面での援助

(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者)

全体的にみて、非低所得層、低所得層に大きな違いはありません。「子どもの学校行事や地域への参加」以外の項目は「ある」（「よくある」＋「たまにある」）の割合が5割前後と大変高い割合になっており、育児面では両親（子どもの祖父母）の協力が不可欠であることが分かります。

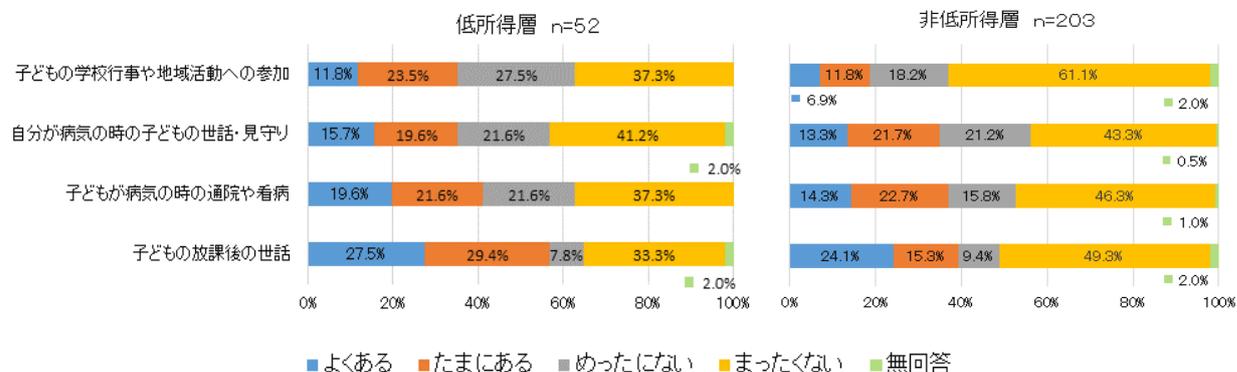
◆ご両親（子どもの祖父母）からの育児面での援助（小学校5年生の保護者）



特出するべき点は、「子どもの放課後の世話」、「子どもの学校行事や地域活動への参加」の「ある」（「よくある」＋「たまにある」）の割合が、低所得層の方が両項目とも約 17 ポイント高くなっています。

全体的にみて、非低所得層の「子どもの学校行事や地域活動への参加」以外は、「ある」（「よくある」＋「たまにある」）の割合が4割前後となっており、両親（子どもの祖父母）に援助してもらう機会が多いことが分かります。

◆ご両親（子どもの祖父母）からの育児面での援助（中学校2年生の保護者）



(5) 次のような(どのような)支援やサービスがあれば利用したいか

(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者、ひとり親)

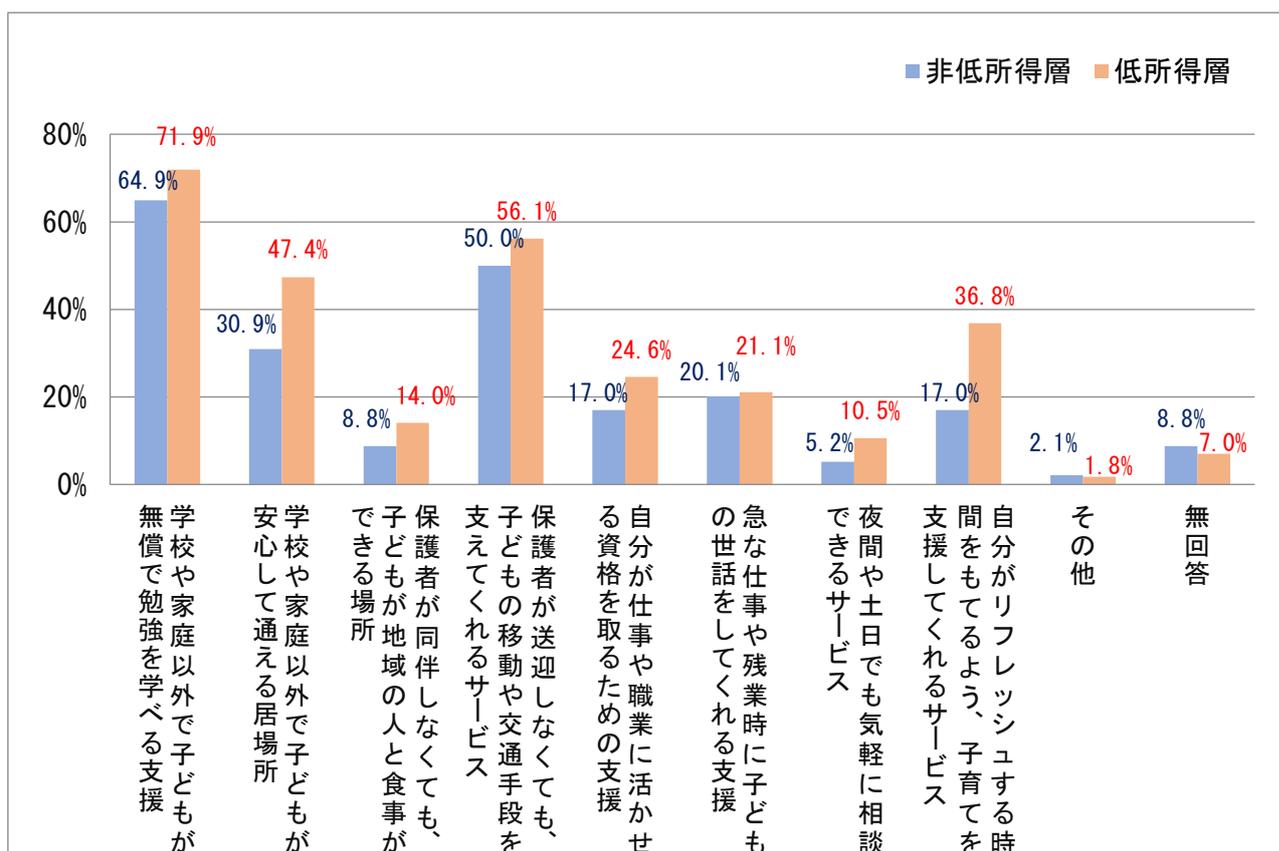
小学校の5年生の保護者の非低所得層では、「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」、「保護者が送迎しなくても子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」の順となっています。

低所得層では、「学校や家庭以外で子どもが無償で勉強を学べる支援」、「保護者が送迎しなくても子どもが安心して通える居場所」となっており、上位3つの順位が全く一致しており、求めている支援やサービスが同じであることがわかりました。

また、「自分がリフレッシュする時間をもてるよう、子育てを支援してくれるサービス」では低所得層が非低所得層に比べ約20ポイント高く、ひとり親が多い実情もあることから、この回答の割合が高くなっていると推察されます。

◆ 次のような支援やサービスがあれば利用したいか (複数回答あり)

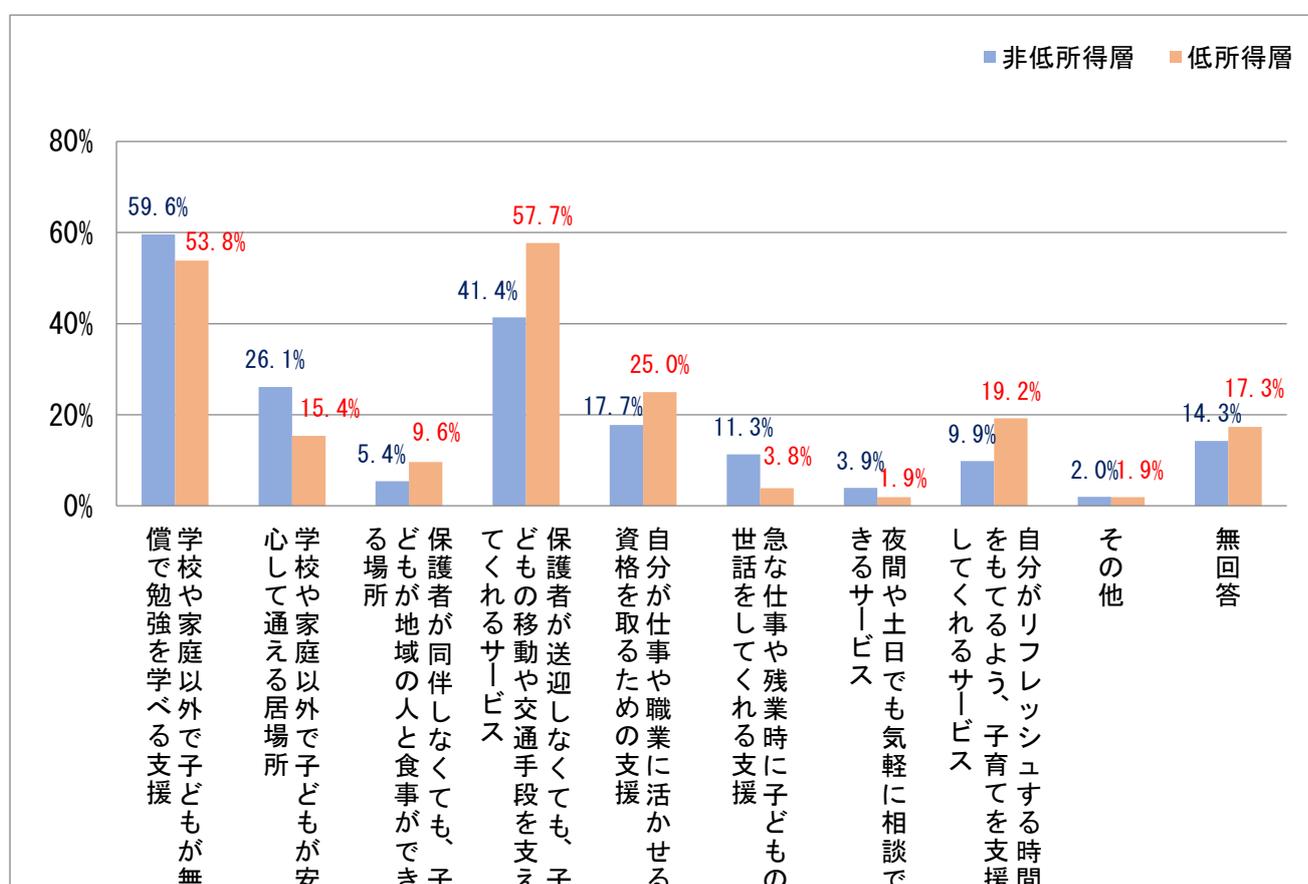
(小学校5年生の保護者)



中学校 2 年生の保護者の非低所得層では、「学校や家庭以外で子どもが無料で勉強を学べる支援」、「保護者が送迎しなくても子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」となっています。

低所得層では、「保護者が送迎しなくても子どもの移動や交通手段を支えてくれるサービス」、「学校や家庭以外で子どもが無料で勉強を学べる支援」、「自分が仕事や職業に活かせる資格を取るための支援」となっています。特出すべき点は、非低所得層は子どもに関わる項目が上位 3 つを占めるのに対して、低所得層は自分自身に関わる項目が上位 3 つの中に入っていることです。

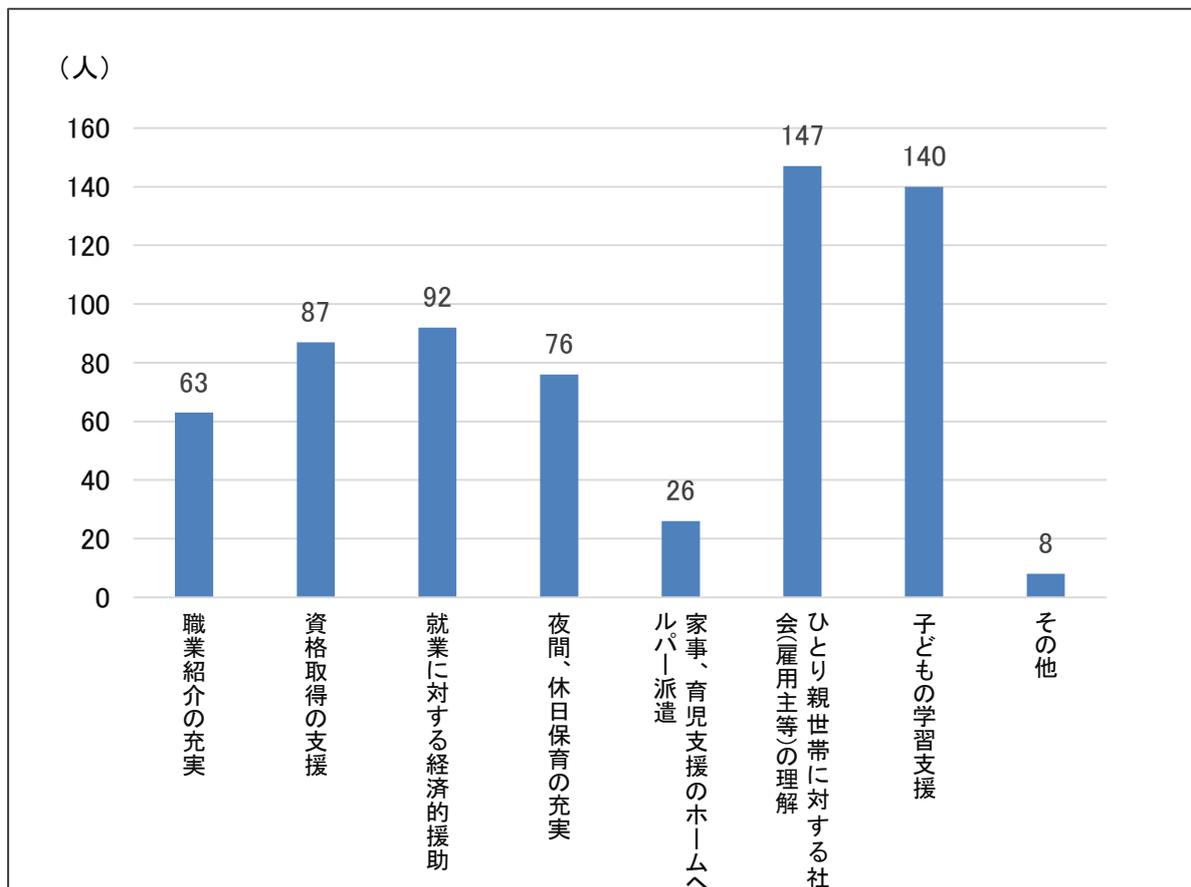
◆ 次のような支援やサービスがあれば利用したいか（複数回答あり）
（中学校 2 年生の保護者）



ひとり親では、最も多い回答は「ひとり親世帯に対する社会(雇用主等)の理解」となっており、次いで「子どもの学習支援」、「就業に対する経済的援助」となっています。

配偶者がおらずひとりで家庭を切り盛りしていくことは、両親揃っている家庭とは様々な違いがあり、社会等には理解を示してもらえていないと感じていることが窺えます。

◆今後、どのような支援策があればいいと思うか（複数回答あり）（ひとり親）



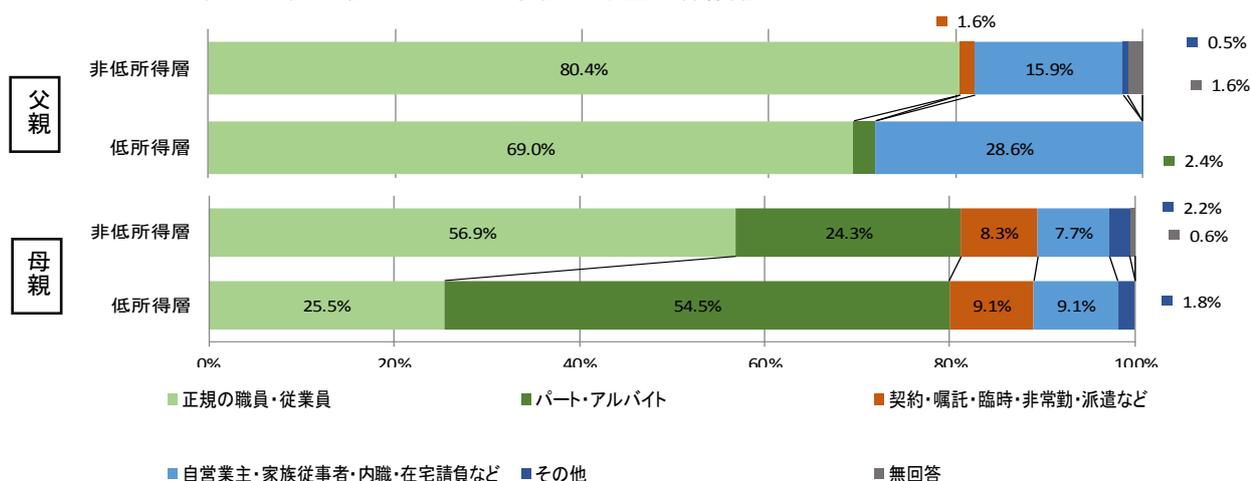
(6) 保護者の仕事の雇用形態

(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者、ひとり親)

小学校5年生の父親の雇用形態は、「正規の職員・従業員」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べて11ポイント以上低くなっています。

母親の雇用形態は、「正規の職員・従業員」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べて31ポイント以上低く、また、「パート・アルバイト」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べて30ポイント以上高くなっています。

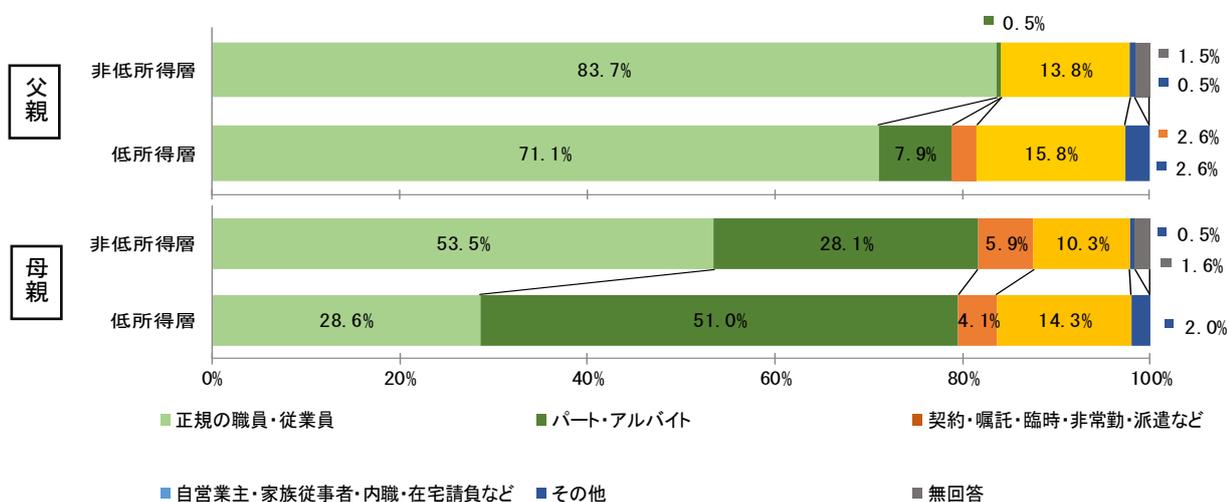
◆父親・母親の雇用形態（小学校5年生の保護者）



中学校2年生の父親の雇用形態は、「正規の職員・従業員」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べて12ポイント以上低くなっています。

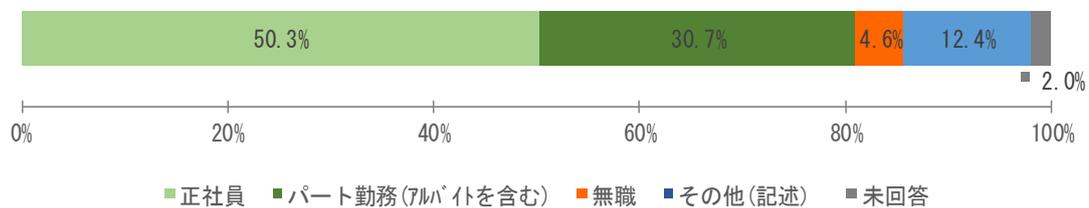
母親の雇用形態は、「正規の職員・従業員」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べては約25ポイント低い。また、「パート・アルバイト」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べて約30ポイント高くなっています。

◆父親・母親の雇用形態（中学校2年生の保護者）



ひとり親においては、「正社員」50.3%と最も高く、次いで、「パート勤務（アルバイト含む）」30.7%、「その他」12.4%となっています。

◆ひとり親の雇用形態（ひとり親）



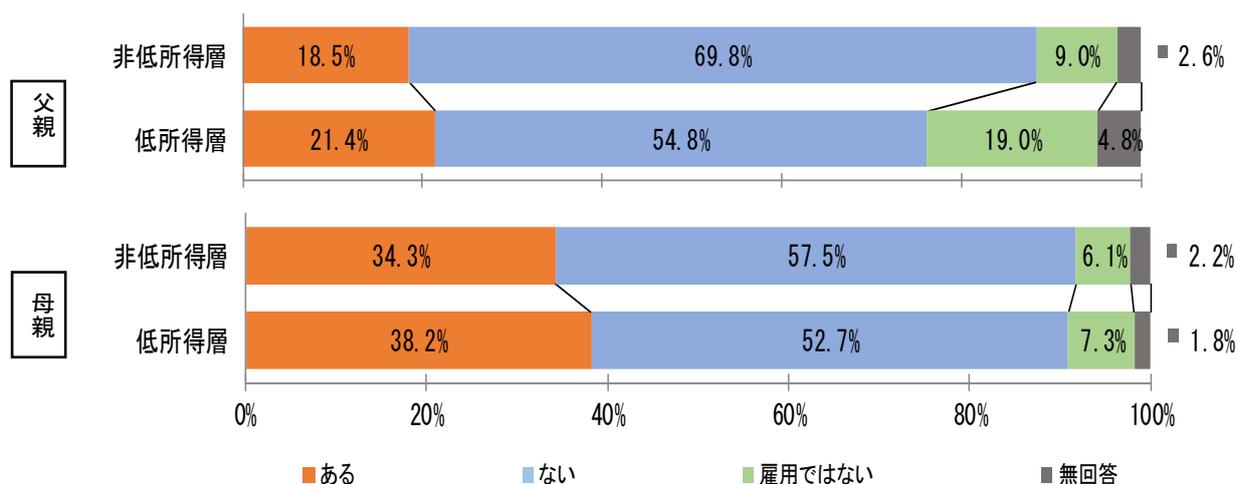
(7) 保護者の仕事に雇用期間の定めはあるか。

(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者)

小学校5年生の父親の雇用期間の定めについては、「ある」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べて約3ポイント以上高くなっています。

母親の雇用期間の定めについては、「ある」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べて約4ポイント以上高くなっています。

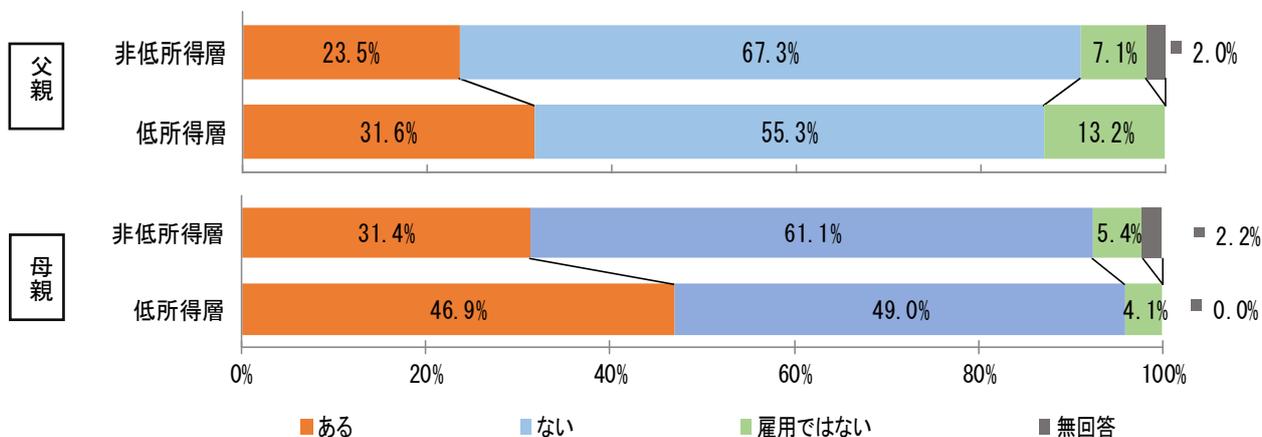
◆父親・母親の雇用期間の定め（小学校5年生の保護者）



中学2年生の父親の雇用期間の定めについては、「ある」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べて約8ポイント以上高くなっています。

母親の雇用期間の定めについては、「ある」の割合が低所得層の方が非低所得層に比べて15ポイント以上高くなっています。

◆父親・母親の雇用期間の定め（中学校2年生の保護者）

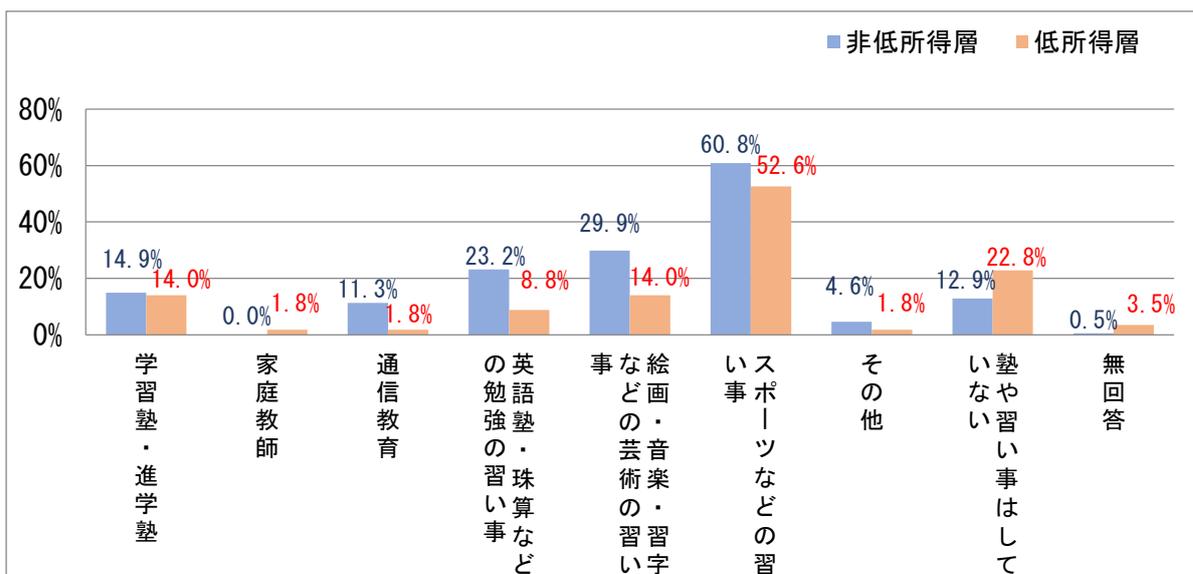


(8) 塾に行ったり、習い事をしているか

(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者)

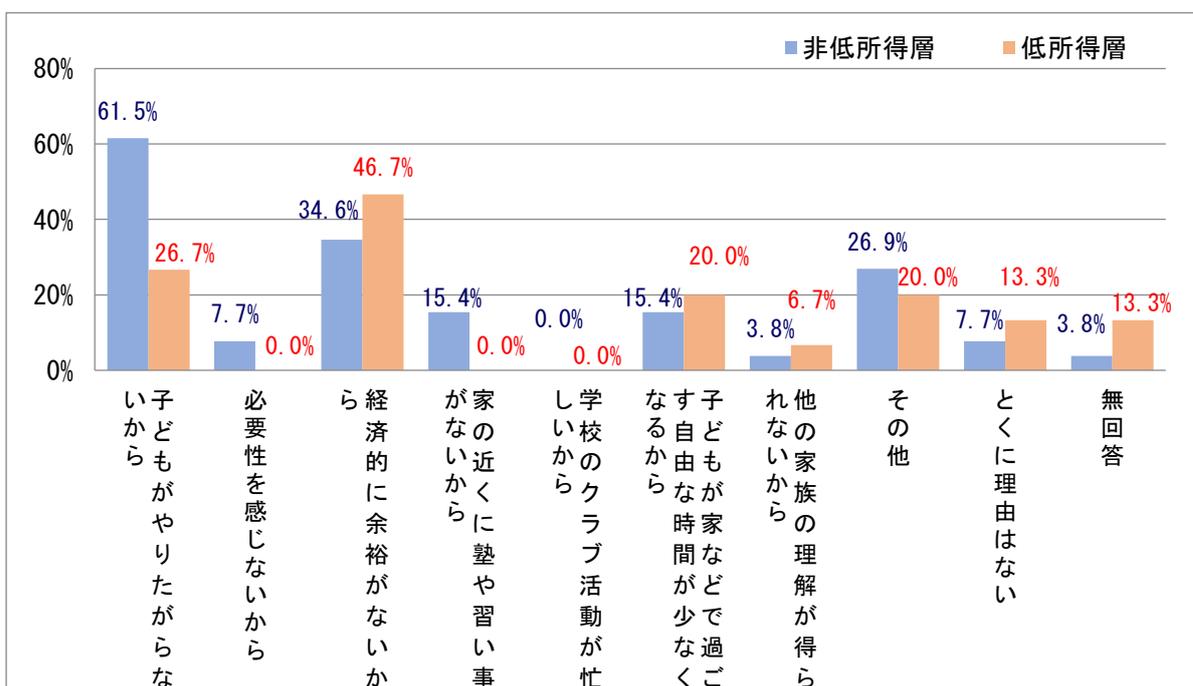
小学校5年生の場合、全体的にみて、非低所得層の方が様々な習い事等をさせています。特に「英語塾・珠算塾などの勉強の習い事」は14ポイント以上、「絵画・音楽・習字などの芸術の習い事」は約16ポイント非低所得層が高くなっています。月謝のみならず、楽器等にお金がかかることから低所得層からは敬遠されているのではないかと推察します。「学習塾・進学塾」においては、割合に大きな差はみられません。

◆塾に行ったり、習い事をしているか (小学校5年生の保護者)



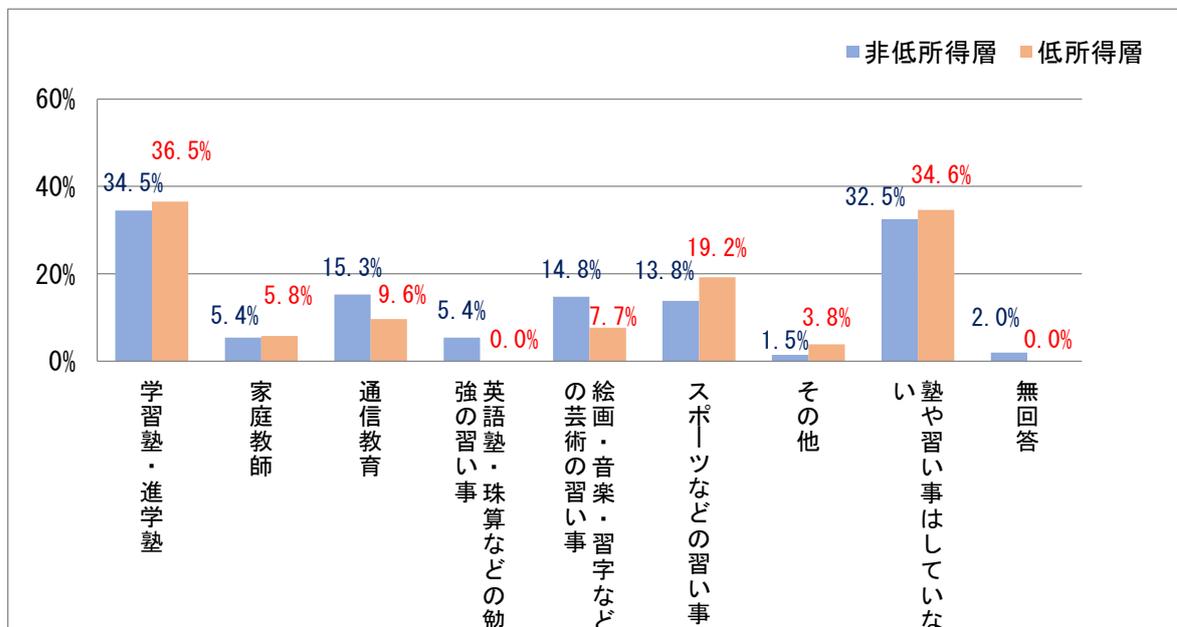
また、塾や習い事をしていない理由について非低所得層は「子供がやりたがらない」、低所得層は「経済的余裕がない」の割合が高く、低所得層においては、経済的な理由が大きいことが分かります。

◆塾や習い事をしていない理由 (小学校5年生の保護者)



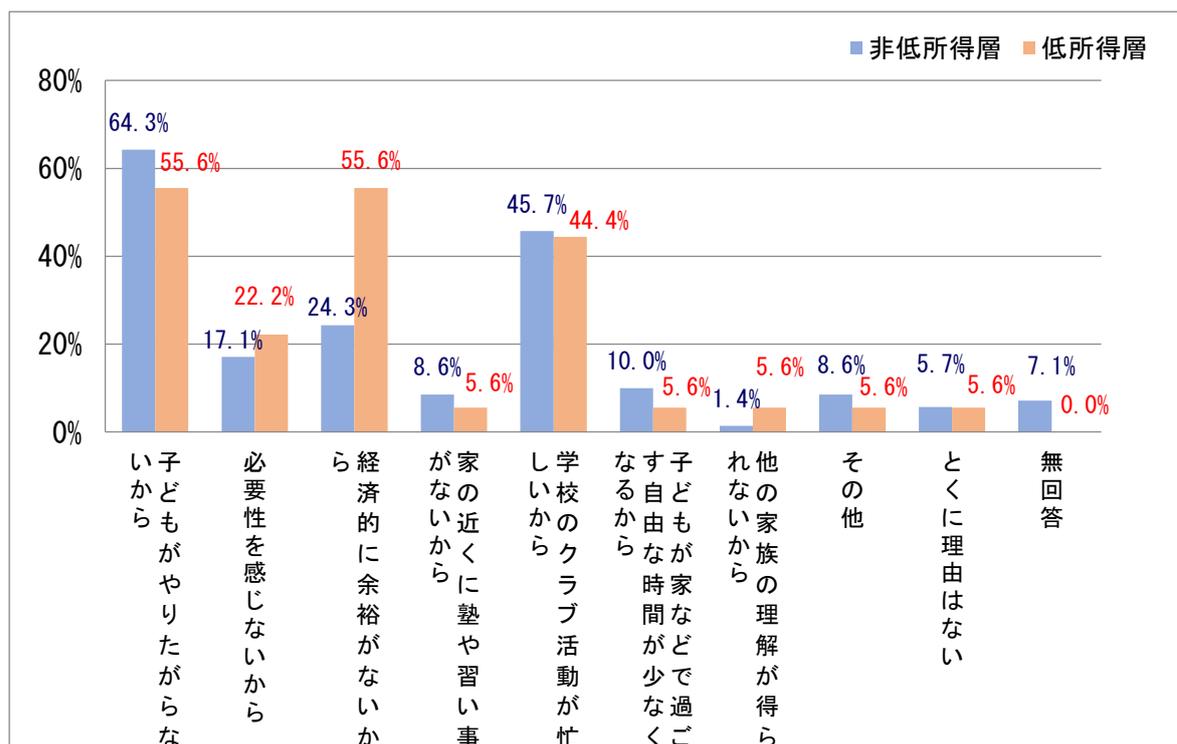
中学校 2 年生の保護者では全体的にみて、特出する点は「通信教育」においては、非低所得層が約 6 ポイント高くなっています。また、「絵画・音楽・習字などの芸術の習い事」においては、非低所得層が 7 ポイント以上高く、小学校 5 年生同様、低所得層では楽器等にお金がかかることから敬遠されているのではないかと推察します。

◆塾に行ったり、習い事をしているか（中学校 2 年生の保護者）



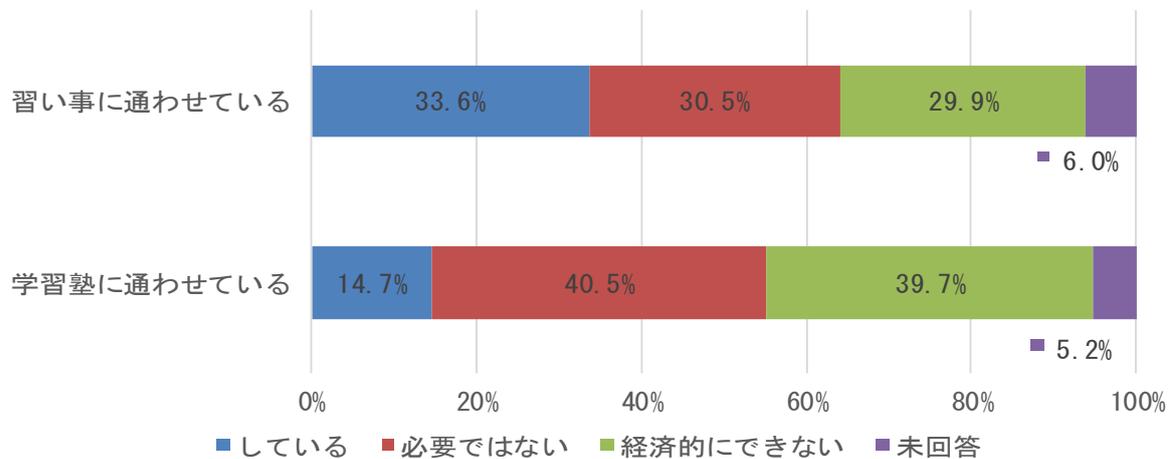
塾や習い事をしていない理由について非低所得層は「子供がやりたがらない」、低所得者は「経済的余裕がない」の割合が高く、小学校 5 年生同様、低所得層においては、経済的な理由が大きいことが分かります。

◆塾や習い事をしていない理由（中学校 2 年生の保護者）



ひとり親においては、「習い事に通わせている」33.6%、「学習塾に通わせている」14.7%となっており、塾や習い事に通わせている割合は低くなっています。

◆塾に行ったり、習い事をしているか（ひとり親）



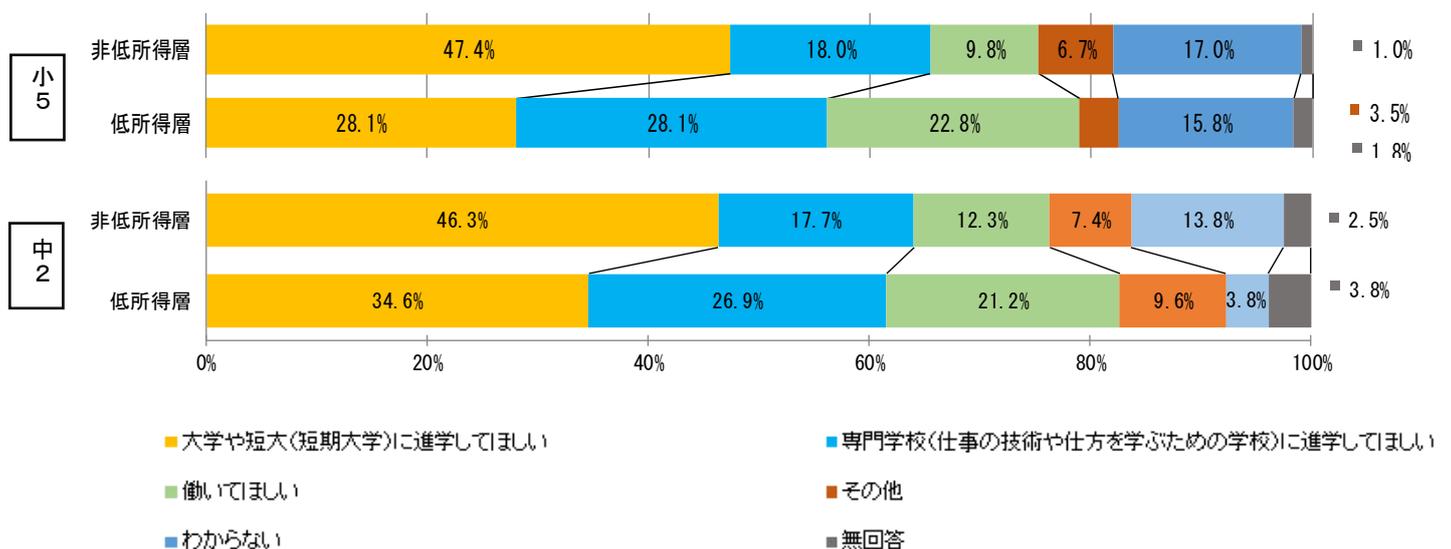
(9) 高校卒業後の進路希望

(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者、中学校2年生の生徒)

小学校5年生、中学校2年生の低所得層では「大学や短大に進学してほしい」の割合が非低所得層に比べ低い。一方、「専門学校（仕事の技術や仕方を学ぶための学校）に進学してほしい」や「働いてほしい」の割合は高い傾向がみられます。

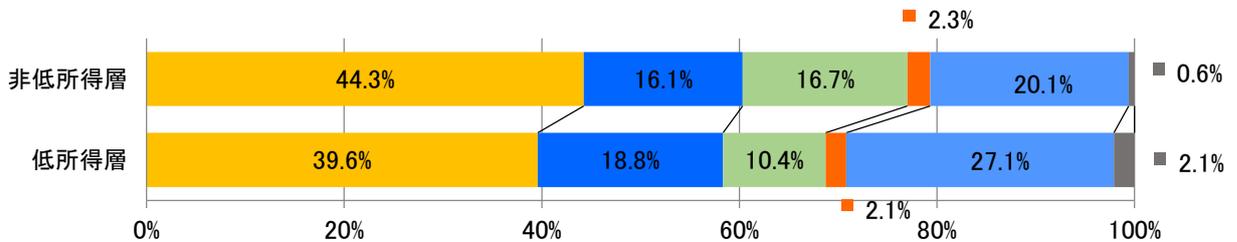
経済的事情が背景にあると考えられ、就職や進学するにしても技術を習得できる専門学校への希望が高いことが窺えます。

◆高校卒業後の進路（小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者）



中学校 2 年生の生徒の高校卒業後の進路希望は、保護者同様「大学や短大にいきたい」の割合が低所得層に比べ非低所得者のほうが若干高いが、大きな差はなく、両者とも同じくらいの割合で大学や短大への進路を希望しています。

◆高校卒業後の進路（中学校 2 年生の生徒）

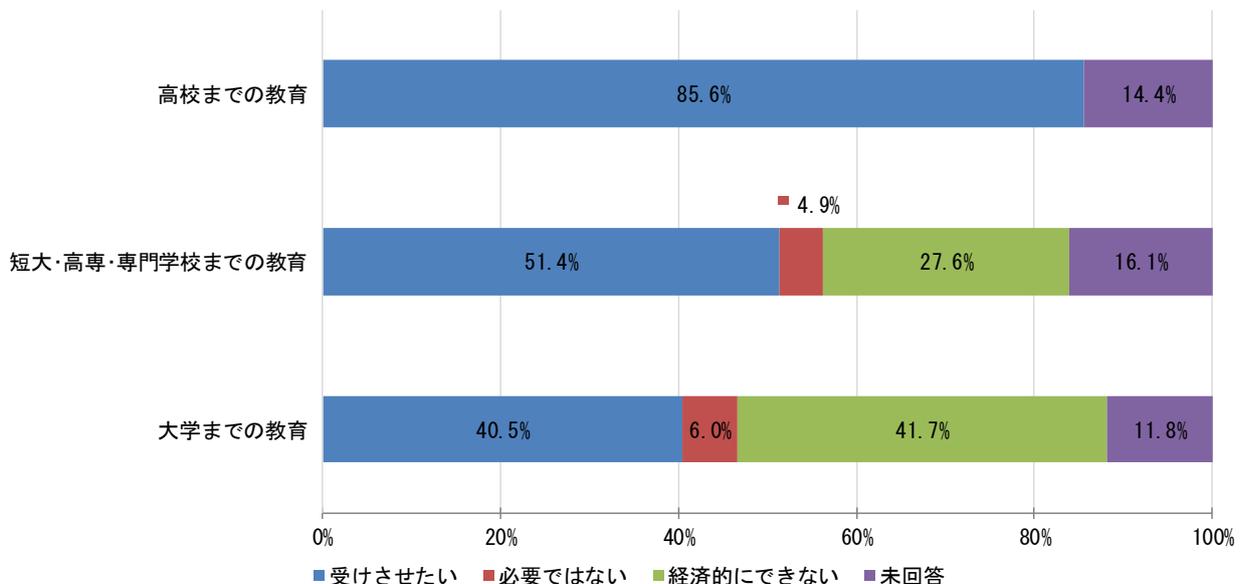


■ 1. 大学や短大に行きたい ■ 2. 専門学校に行きたい ■ 3. 働きたい ■ 4. その他 ■ 5. わからない ■ 無回答

ひとり親では、「高校までの教育」85.6%、「短大・高専・専門学校までの教育」51.4%、「大学までの教育」40.5%となっています。

一方で、「経済的にできない」の割合が「高校までの教育」ではなかったが、「短大・高専・専門学校までの教育」では27.6%、「大学までの教育」では、41.7%と、学歴が上がるごとに高くなっています。

◆どの段階まで教育を受けさせたいか（ひとり親）

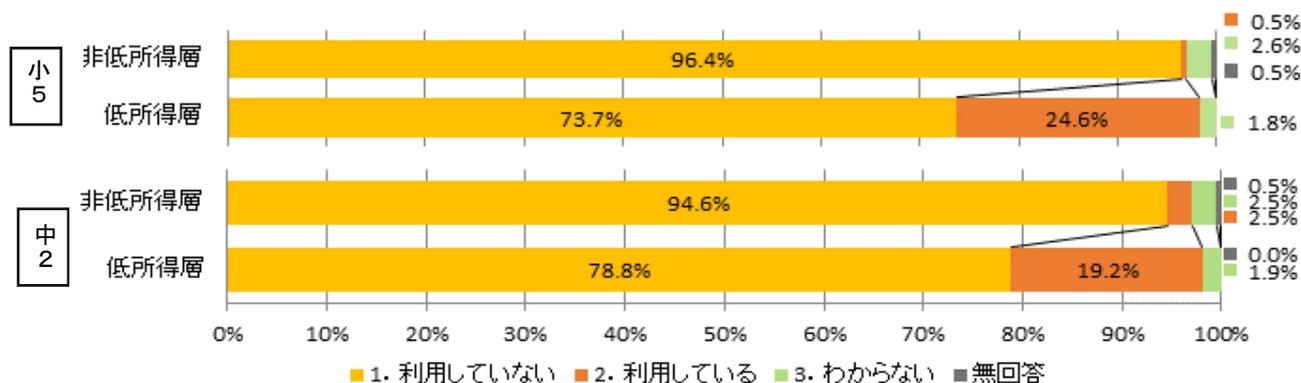


(10) 就学援助制度を利用していない理由

(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者)

小学校5年生の低所得層では3割近く、中学校2年生の低所得層では約2割が利用していることが分かりました。小学校5年生、中学校2年生の保護者の非低所得層では、ほとんど利用が見られません。

◆就業援助制度を利用しているか(小学校5年生の保護者・中学校2年生の保護者)

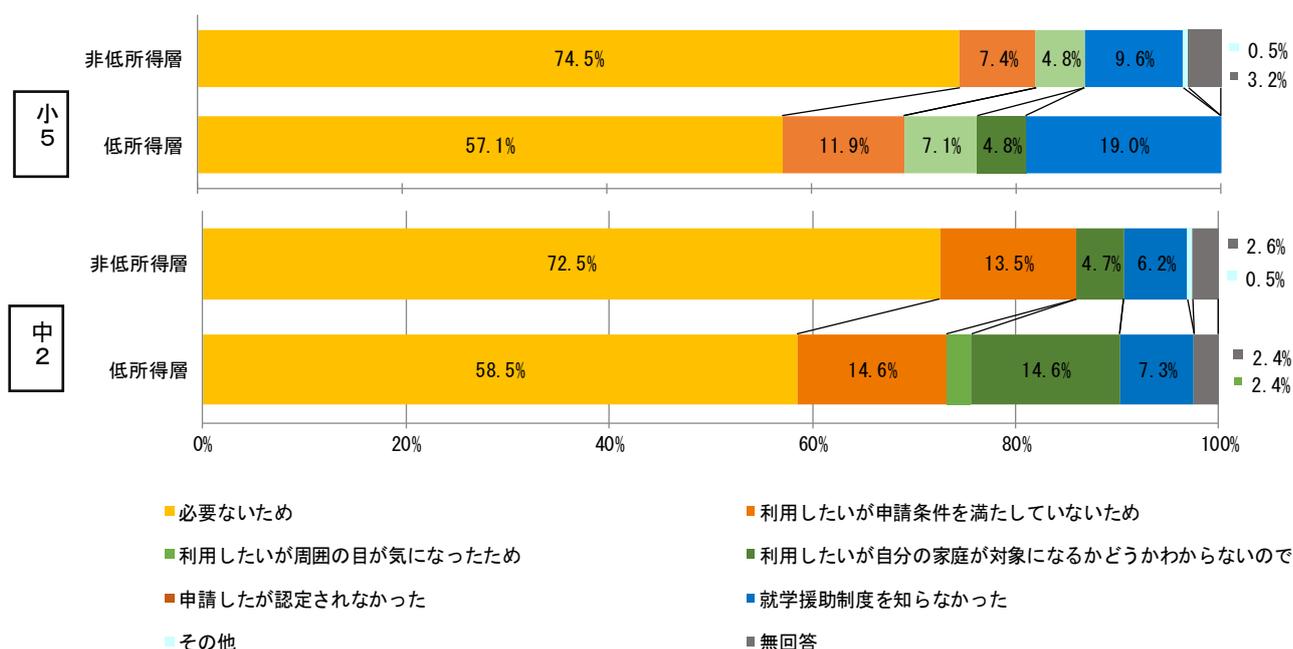


(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者)

利用しない理由について小学校5年生の低所得層では「制度を知らなかった」の割合が約2割となっており、対象になる可能性がありながら利用していない可能性が推察されます。

中学校2年生の保護者の低所得層においては小学生と違い「対象になるかどうか分からないので」の回答割合が多く、これと「制度を知らなかった」を合わせると、約2割となり、こちらも小学校5年生同様、対象になる可能性がありながら利用していない家庭であると視察されます。

◆就業援助制度を利用しない理由(小学校5年生の保護者・中学校2年生の保護者)

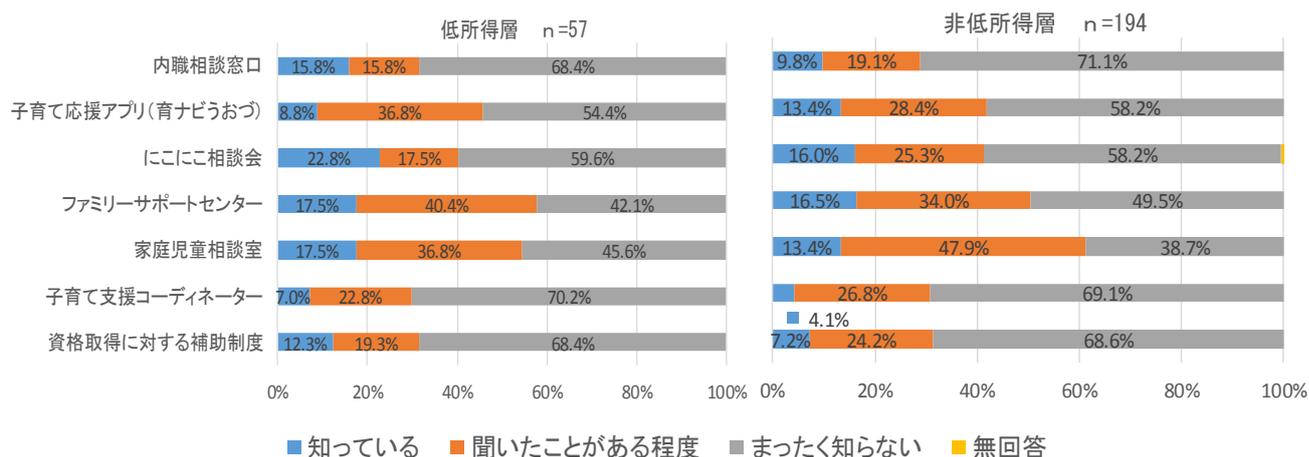


(11) 魚津市の制度の認知度

(小学校5年生の保護者、中学校2年生の保護者)

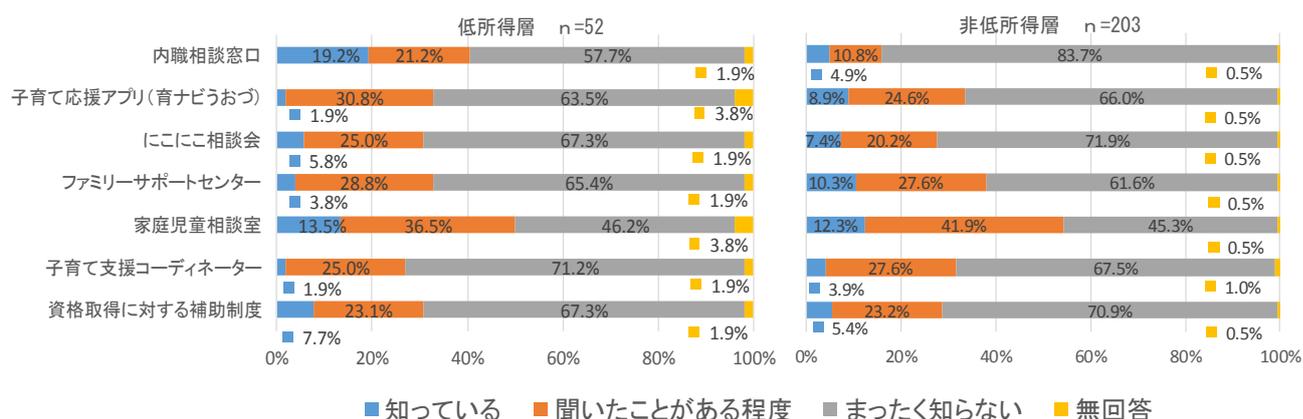
小学校5年生の保護者には、ほとんどの制度が約4割以上知られていない。特に両者に7割前後知られていないのが、「資格取得に対する補助制度」、「子育て支援コーディネーター」、「内職相談窓口」です。

◆魚津市の制度の認知度（小学校5年生）



中学校2年生の保護者も同様であり、ほとんどの制度が4割以上知られていない。特に両者に7割前後知られていないのが、「資格取得に対する補助制度」「子育て支援コーディネーター」「にこにこ相談会」です。

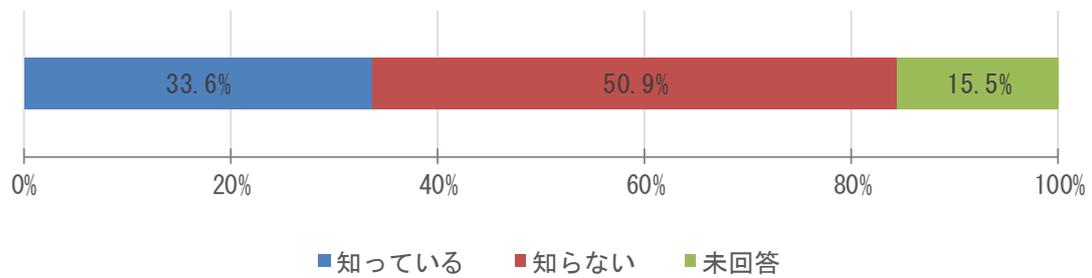
◆魚津市の制度の認知度（中学校2年生）



(12) 「ひとり親家庭等学習支援事業」の認知度（ひとり親）

ひとり親で学習塾に「通わせていない」と回答した人を対象に調査した結果、「知らない」と回答した人が5割以上となっており、周知の徹底が必要です。

◆ 「ひとり親家庭等学習支援事業」の認知度（ひとり親）



7 関係団体への調査結果（抜粋）

魚津市内の行政や学校、社会福祉法人、NPO 法人等の機関や子どもや保護者に関わる各種団体に対し、それらが行う現在の事業の実施状況や、活動意向を把握し、今後関係する機関の方々が連携して子どもたちを支援するための効果的な施策につなげていくことを目的とした調査を実施しました。

一部の回答を抜粋し、掲載します。

調査地域：魚津市全域

調査期間：平成 29 年 11 月

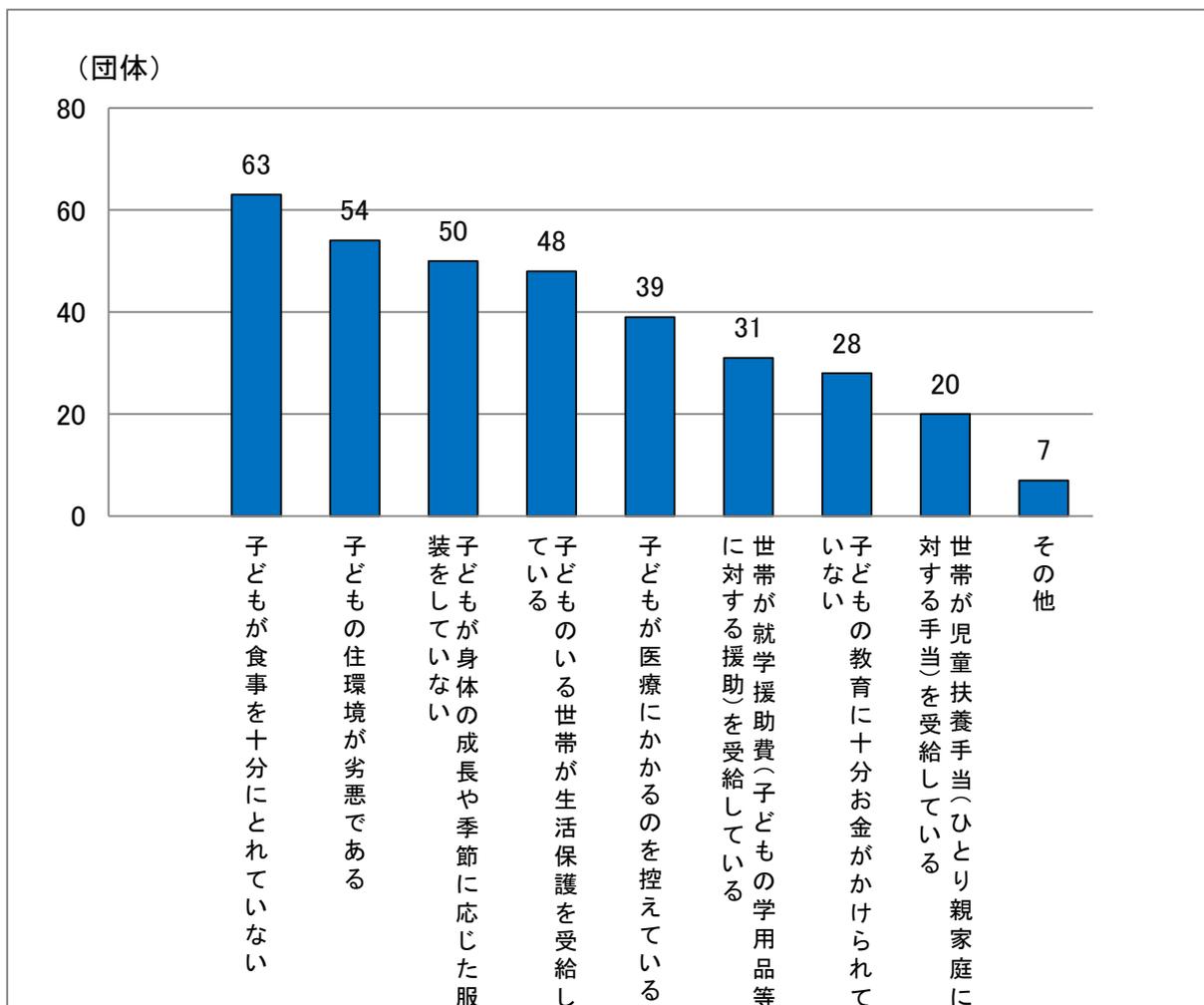
調査対象：関係機関・団体

配付数：85 機関・団体

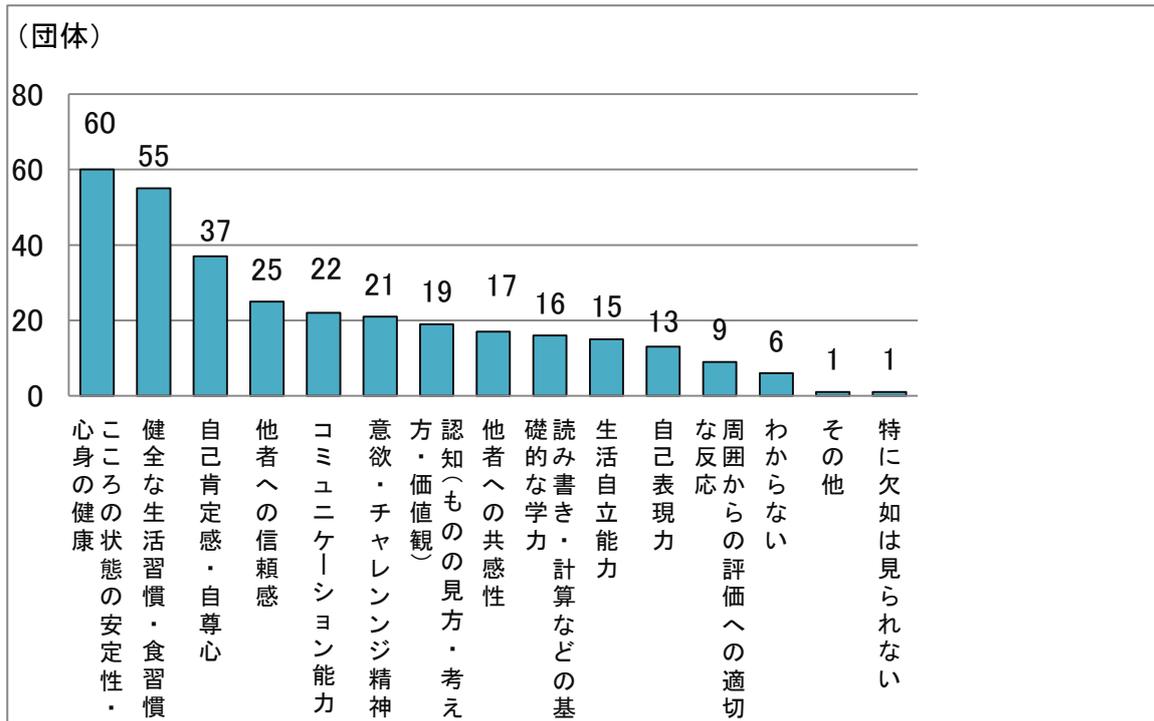
回収数：70 機関・団体

回収率：82.4%

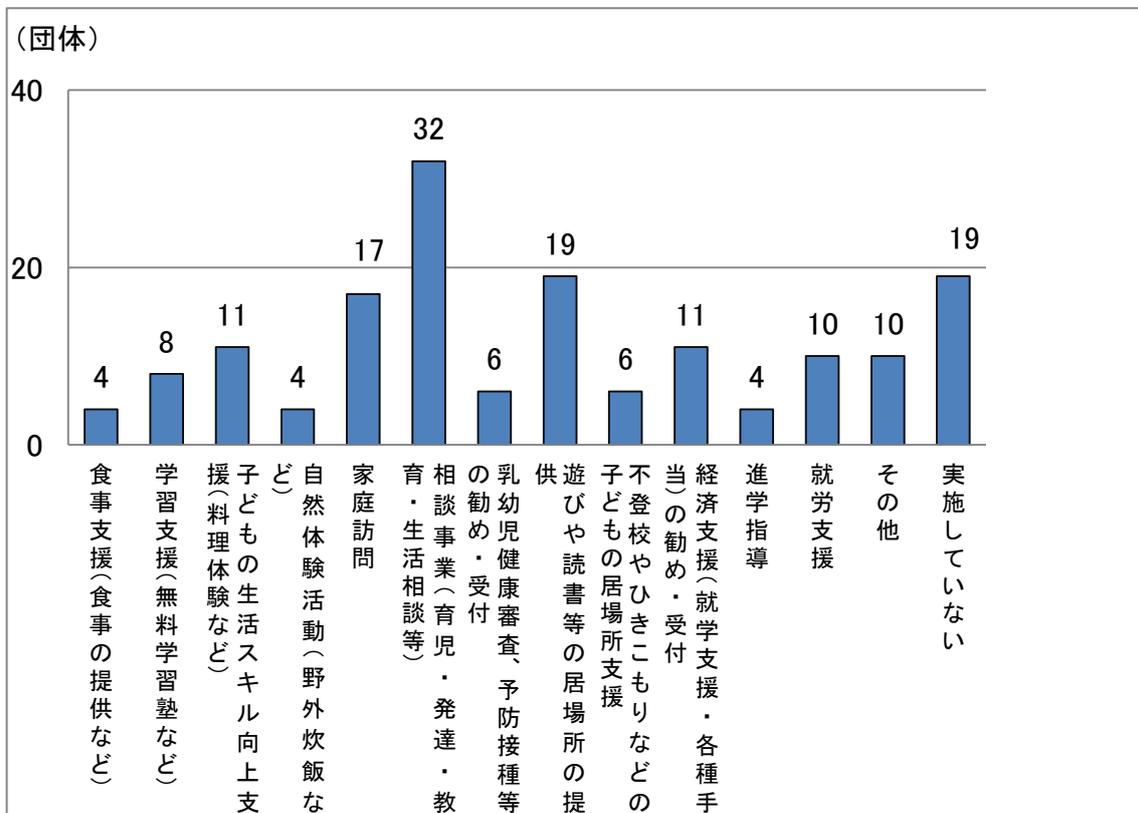
(1) どのような状況にある子どもを「貧困状況にある」と考えますか。



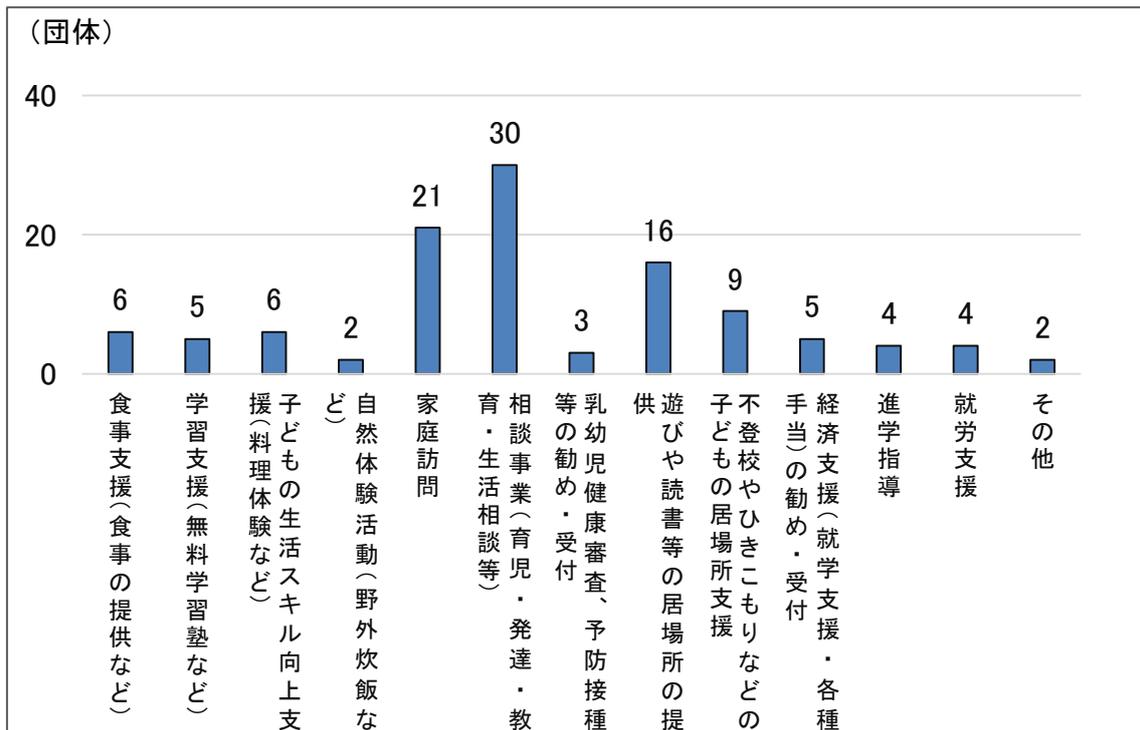
(2) これまでのご経験から見て、貧困状況にある子どもはどのような項目において欠如が見られると思いますか。



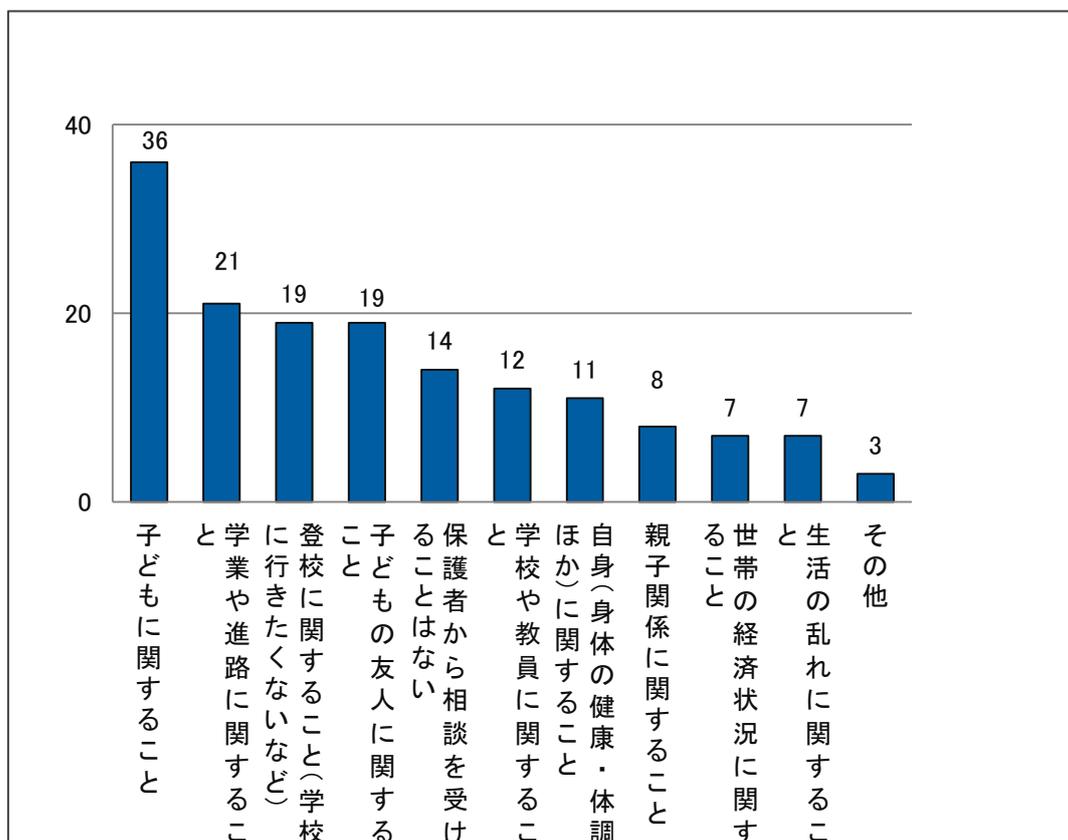
(3) 子どもや家庭を支援する活動について、現在、貴団体・組織で実施しているものがあれば、次の中から該当するものをお選びください。



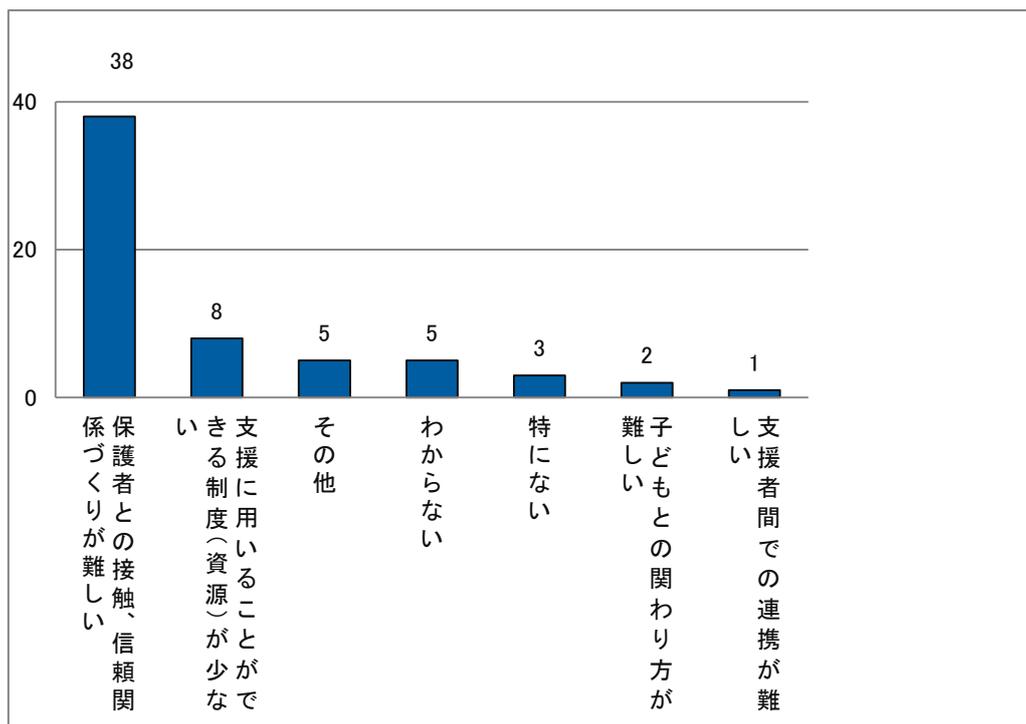
(4) 子どもや家庭を支援する活動について、「実施することが可能な活動」があれば、次の中から該当するものをお選びください。



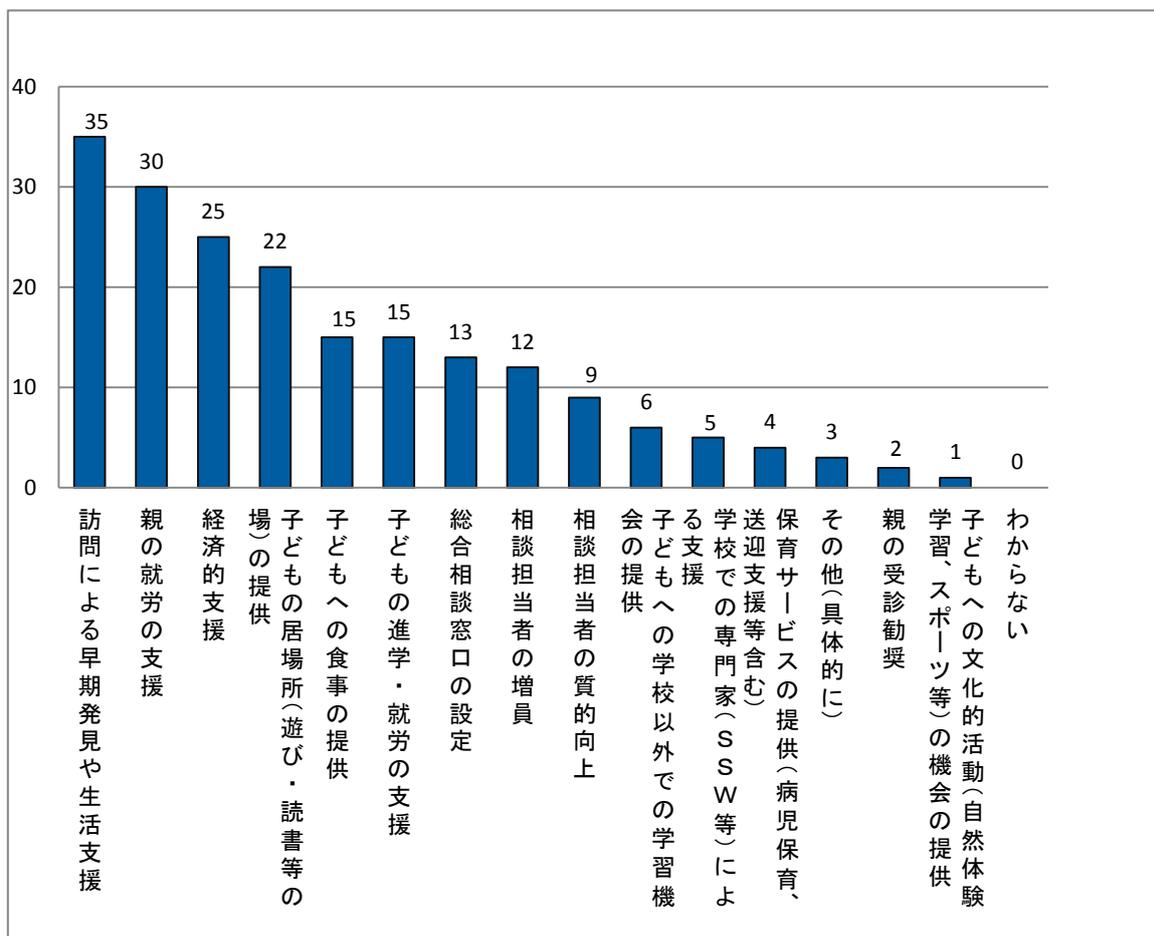
(5) 保護者からの相談についてお聞きします。保護者からどのような相談を受けることが多いですか。



(6) 貧困状況にある家庭への支援にあたって、どのような点が困難だと感じていますか。



(7) 貧困状況にある家庭への支援にあたって、どのような点が困難だと感じていますか。



8 調査結果から見える本市の実態と求められている課題

魚津市子育て家庭アンケートによる調査やひとり親生活実態調査の結果から見えてきた本市の子どもの貧困問題に取り組む上での主な課題として、以下の5点が見えてきました。

(1) 教育面に関すること

小学5年生及び中学2年生の保護者ともに6割前後が高校卒業後の進路として専門学校以上の学校への進学を希望しており、中学2年生の生徒も同様に希望しています。また、ひとり親では、経済的理由で行かせることができないと答える保護者が、専門学校・短大、大学と学歴が上がるごとに高くなっています。子どもが望む進路に向けた教育支援の充実が求められます。

また「塾や習い事をしていない」理由として、「経済的に余裕がないから」という回答割合が高いです。経済事情で左右されない勉強ができる環境を創出する等の支援が必要です。

(2) 生活面に関すること

小学校5年生の低所得層で、「週に1日以上朝食を食べない日がある」割合は3割以上となっており、「週に2～3日及び4～5日お風呂には入らない日がある。」の割合は全体の1割を占めています。食事面や衛生面における支援の体制づくりが求められます。

小学校5年生の低所得層の保護者からは、「学校や家庭以外で子どもが安心して通える居場所」を求める声が多く、関係機関や団体、市民・地域等と連携した支援が求められます。

また、育児面における悩みの解決や孤立を避けるためにも、子育てや子どもの健康等に関する相談事業体制の強化を図ることが望まれます。

(3) 保護者に対する就労支援に関すること

低所得層世帯においては、非低所得層世帯と比べて、父母の雇用形態が「正規の職員・従業員」の割合が低く、雇用期間の定めが「ある」の割合が高く、ひとり親においては、全体の3割以上が「パート勤務（アルバイトを含む）」です。雇用期間の定めのない「正規の職員・従業員」の安定的な雇用とそれによる安定的な収入の確保が、子どもの貧困を解消していくことにつながると考え、関係機関と連携し、就労支援をしていくことが必要です。

(4) 経済面に関すること

低所得層世帯全体の年間収入においては、400万未満が全体の5割前後となっており、ひとり親世帯では300万円以下が全体の5割以上となっています。また、低所得層においては、週1日以上家計の先行きに不安を感じた人が7割以上もおり、経済的不安を解消し、子どもが安定して日常生活を送られるよう、手当等の助成や金銭面の支援が求められます。

(5) 支援体制に関すること

魚津市で実施している様々な支援や制度を実施しているが、認知度が低いです。特に就学援助は「制度を知らなかった」、「対象になるかわからない」といった理由で利用していない人が、低所得層で2割以上となっており、周知・啓発の徹底が求められます。

第3章 施策の展開

1 施策の5つの柱

子どもの貧困対策を進めるにあたり、本市の今回の調査結果で支援ニーズが高く、国の大綱で定める当面の重点施策でもある、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実、④経済的支援の4つと本市独自のものである⑤周知の徹底を、合わせて5つの柱として、行政機関、関係機関等と連携を図りながら、以下の具体的な施策を総合的に推進します。

(1) 教育の支援

貧困が世代を超えて連鎖することのないように、「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力の保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策を推進します。また、教育の機会均等を保障するため、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

事業	実施区分	内容	担当課
学校教育による学力の保障	継続	基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図り、自ら考え、判断し、様々な問題を解決する力の育成を図ります。	学校教育課
教育相談体制の充実	継続	いじめや不登校など様々な問題を抱えている指導生徒への支援を行うため、小中学校や教育センターにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員等を配置するなどして教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
適応指導教室「すまいる」運営事業	継続	不登校など様々な問題を抱えている児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定等のための相談・適応指導(学習指導を含む)を行い、自立支援を図ります。	学校教育課
放課後子ども教室	継続	児童センター、学校及び公民館で行われている放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携を図りながら事業を実施します。	地域協働課 こども課
要保護児童対策地域協会の開催	継続	学校から協議会へ報告のあった養育に支援が必要な児童等について児童相談所をはじめとする関係機関等が連携して児童及び家庭の支援に取り組みます。	こども課
放課後学習サポート事業	継続	学校の余裕教室等を活用し、中学生を対象として週1回放課後に大学生等による指導を行い、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。	学校教育課

		す。	
ひとり親家庭等学習支援事業	拡充	ひとり親家庭の子どもを対象にした学習ボランティア及びサポーターによる無料の学習支援を行います。平成30年度はボランティア等を増員するなど学習支援の充実を図ります。	こども課
幼児教育の充実	拡充	市内保育園のうち5園が平成28年度より認定こども園に移行し、幼児教育の環境が充実しています。今後はニーズを把握し質の高い幼児教育の更なる充実に努めます。	こども課

(2) 生活の支援

貧困の状況にある世帯の保護者及び子どもたちが地域において孤立することなく生活できるように、生活の支援において相談事業や情報提供の充実を図ります。また、子ども及び保護者の対人関係の築き方や社会参加の機会等にも配慮しつつ、食事面や衛生面を含めた生活全般について必要な支援を行うとともに、関係機関からの情報収集等により適切な支援につなげていきます。

事業	実施区分	内容	担当課
生活困窮者に対する支援	継続	生活困窮者には、活用可能な社会保障制度の情報提供を行い、生活の安定を図ります。	社会福祉課
乳児家庭全戸訪問	継続	生後2～3か月までの乳児と母親を訪問し、母子の衛生面や健康状況の確認や情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。	健康センター
養育支援訪問	継続	お母さんの健康状態により育児や家事が困難となっている家庭に専門的な相談支援や衛生面の指導も含めて家事育児の援助を行います。	健康センター
新生児訪問・未熟児等訪問指導	継続	新生児・未熟児等への家庭訪問、指導を行います。	健康センター
療育相談	継続	障がいのある子どもを持つ保護者に対して相談支援や療育指導を行います。	社会福祉課 健康センター
子育て支援センター	継続	市内2カ所の子育て支援センターにおいて、子育て情報を提供したり、未就園児と保護者の衛生面や健康面での育児相談に対応します。	健康センター こども課

子育て世代包括支援センター	継続	妊娠・出産・子育て期にわたり切れ目のない相談支援を行います。	健康センター こども課
(仮称) 子育て支援プラザの設置	新規	平成 31 年度より開設予定。従来の母子保健事業・子育て支援センター事業に加えて産前・産後のサポートやケアを一体的におこないます。	健康センター
相談事業の充実	拡充	家庭生徒相談員や母子・父子自立支援員及び子育てコーディネーターを配置し、研修に積極的に参加する等資質の向上に努めることはもとより、平成 30 年度から人員の増加を図るなど相談体制の強化を図ります。また地域で活動する民生委員や児童委員にも同様に市民相談に対応できるよう資質の向上を図ります。	こども課
放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施	継続	児童センターや公民館で行われている放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携を図りながら事業を実施し児童生徒の健全育成を支援します。	地域協働課 こども課
病児・病後児保育の実施	継続	お子さんが病気等のために保育園や小学校に行けない時に一時的にお子さんを預かります。また迎えに行けない保護者に代わって送迎対応もします。	こども課
ファミリーサポートセンター事業	継続	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい方を結びつけ地域全体で子育て家庭を支えます。	こども課
要保護児童対策地域協議会の開催	継続	学校から協議会へ報告のあった養育に支援が必要な生徒等について児童相談所を初めとする関係機関等が連携して生徒及び家庭の支援に取り組みます。	こども課
食育の推進	継続	発達段階に応じて、食事のマナーや栄養バランス、食文化等に関する学習を行い、食への理解や感謝の気持ちを育てます。	学校教育課 健康センター こども課 給食センター 農林水産課
親学び講演会の実施	継続	保護者が家庭教育について考える機会となるよう講演会等を開催します。	生涯学習・スポーツ課
こども食堂の設置検	新規	子どもたちの放課後等の居場所等として、こ	こども課

討及び支援		ども食堂の必要性について市民・関係団体等の意見を聞きながら、設置に向けた取組等への支援を行います。	
災害備蓄品等の提供	新規	災害備蓄品や食料品などを学校等を通じるなどして、子どもたちに手渡るようにする。	こども課 総務課

(3) 保護者に対する就労の支援及び就労環境の充実

保護者が働き一定の収入を得ることは生活の安定を図る上で重要ですが、そればかりでなく保護者が働く姿を子どもに見せることによって労働の価値や就労の意味を学ぶことができるなど教育的な意義もあることから、就労機会を確保するために保護者への相談援助や資格取得への支援を行います。

事業	実施区分	内容	担当課
自立支援教育訓練給付金	継続	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職するために必要な訓練を受ける場合、受講料の一部を助成します。	こども課
高等職業訓練金促進給付金	継続	母子家庭の母又は父子家庭の父が市の指定する資格等を取得するための給付金及び修了支援給付金を支給します。	こども課
生徒扶養手当受給者への就労支援事業	継続	ハローワークと連携して、就職を目指している方に担当職員が個別で相談、職業紹介をします。	こども課
就労相談業務	継続	乳幼児を持つひとり親がより安定した収入を得られるよう、ハローワークと連携しながら、内職相談及び就労支援を行います。	商工観光課
資格取得助成事業	継続	市が指定した資格を取得した場合に助成金を支給します。	商工観光課
生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労支援	継続	就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所との連携による支援を行います。	社会福祉課
イクボス企業の拡充及びワークライフバランスの推進	継続	環境に応じ、ワークライフバランスに配慮した働き方改革を推進するため、企業への働きかけに取り組みます。	地域協働課

(4) 経済的支援

生活の安定のためには、生活保護費や各種手当、医療費助成や貸付金等を組み合わせて世帯の生活の基盤を下支えしていく等の経済的支援は重要であることから、法律に基づきこれらの支援を行い経済的負担の軽減を図ります。

事業	実施区分	内容	担当課
児童手当の支給	継続	児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給します。	こども課
児童扶養手当の支給	継続	ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立促進のため手当を支給します。	こども課
特別児童扶養手当の支給	継続	一定の障がいを持った児童の福祉の増進のため、児童の養育者に手当を支給します。	こども課
障害児福祉手当	継続	重度の障がい児に対してその障がいのために必要となる精神的物質的な特別の負担の軽減のため、本人に手当を支給します。	社会福祉課
子ども医療費助成	継続	中学3年生までの通院・入院に係る一部負担金を助成し子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども課
妊産婦医療費助成	継続	医師の診断により、認められた疾病に係る保健診療分の医療費を助成し、母子の健康保持を図ります。	こども課
母子世帯援護資金貸付金	継続	ひとり親家庭等において一口1万円で10口までの無利子で資金の貸付をします。	こども課
富山県母子父子寡婦福祉資金貸付金	継続	経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため資金の貸付を行います。	こども課
生活保護による支援	継続	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。	社会福祉課
保育料・幼稚園保育料の軽減	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降の保育料は無料とします。 ・同時入所の第2子の保育料は無料とします。 ・ひとり親等の保護者が利用する場合は保育料は減免になります。 	こども課
放課後児童クラブの利用料減免	継続	生活保護・児童扶養手当・就学援助を受けている世帯等が利用しやすいように利用料を助成します。	こども課
児童生徒への就学援	継続	経済的理由により、就学が困難な児童生徒の	学校教育課

助		保護者に対して、学用品費・通学用品費、新入学児童生徒学用品費（入学準備金）、学校給食費等を援助します。	
魚津市奨学資金貸与	継続	高等学校以上の学校（各種学校を除く）に在学し、経済的に修学が困難で学業成績が優秀な生徒に奨学金を貸与します。	教育総務課
養育費の確保	継続	離婚等で取り決める養育費の支払が適切に行われるようアドバイスしたり法テラスを紹介する等、窓口で母子父子自立支援員が相談支援を行います。	こども課

（５）周知の徹底

あらためて様々な支援や制度を周知することを徹底し、それらの内容が確実に市民に届くような体制づくりをします。各課において市の広報や、ホームページ、アプリを使った周知に努めます。ホームページにおいては、各担当する課から子どもの貧困に関する情報を集めたページを作り、情報収集・情報発信しやすい環境づくりに努めます。

また、保育園・幼稚園・学校等での制度パンフレット等の早めの配布等に心がけます。

事業	実施区分	内容	担当課
ホームページ子育て応援サイトの充実	継続	支援制度周知のため、わかりやすいホームページの作成に努めます。	こども課
子育て応援アプリの充実	継続	育ナビうおづの登録者を増やし、制度を周知し、情報配信を行います。	こども課 健康センター
子育てガイドブック等の作成	継続	「子育て応援ガイド」や「子育て応援マップ」を妊婦や転入者に配布します。内容については最新情報の掲載に努めます。	こども課 健康センター
資格取得助成、内職相談等の情報提供	継続	市の広報や商工会議所広報誌等において制度について周知・啓発を行います。	商工観光課
就学援助等の情報提供	継続	保護者あてのパンフレットの配布や市の広報、ホームページ等を利用し、周知に努めます。	学校教育課

2 子どもの貧困に関する指標

子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、本市の子どもの貧困の状況を把握し施策の効果等を検証・評価するために指標を定めます。

No.	指 標	本市※	国	
			割合	基準日
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	該当なし	93.3%	H27年
2	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	該当なし	33.1%	H27年
3	ひとり親家庭等の子どもの就園率	100%	72.3%	H23年度
4	ひとり親家庭等の子どもの高等学校進学率	100%	93.9%	H23年度
5	ひとり親家庭等の親の就業率	母子家庭 94.9%	80.6%	H23年度
		父子家庭 90.3%	91.3%	
6	スクールソーシャルワーカーの配置人数	3人	1,399人	H27年度
7	スクールカウンセラーの配置率	小学校7校 70%	58.5%	H27年度
		中学校2校 100%	88.4%	
8	児童扶養手当受給者数、受給割合	286人 1.71%		
9	就学援助制度認定者数、認定割合	229人 7.22%		

※本市のデータはNo.1～7は平成29年度の数値、No.8.9は平成28年度数値です。

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制と関係者の役割

(1) 計画の推進体制

子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、行政、市民、関係団体等がお互いにそれぞれの役割を理解した上で、一体的に取り組む必要があります。

計画の推進にあたっては、関係者が連携し、課題に沿った支援、取組を実施していきます。

(2) 関係者の役割

①行政の役割

子どもの貧困対策は、福祉・教育・労働等多くの分野に関連しているため、全庁が連携し、それぞれの施策を現状に合わせて推進します。

また、支援を必要とする子どもの情報等の実態把握に努め、学校、社会福祉法人、NPO法人等の機関や団体と連携し、地域における課題や必要な施策を検討し、各種施策に取り組むことが求められます。

②市民・地域・関係団体の役割

市民や子どもの支援に携わる地域、民間団体においては、市が実施する各種施策に協力するとともに、地域の子どもや家庭への状況に気を配り、子どもの様子に変化を感じた場合は、市や児童相談所、福祉事務所、学校、民生委員等へ連絡することが求められます。

2 計画の進捗管理と見直し

計画策定後は、子どもの貧困対策に関する施策の評価をおこなうため、毎年、魚津市こども課において、計画の進捗状況の点検や検討を行い、「魚津市子ども・子育て会議」に実施状況を報告します。

また、新たな課題や環境の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。

第5章 資料編

1 計画の策定過程

月 日	概 要	備考
平成29年7月	平成29年度第1回子ども・子育て会議開催	
8月	ひとり親家庭生活実態調査実施	
9月	魚津市子どもアンケート実施 (小学5年生世帯、中学2年生世帯)	
10月	アンケート集計	
11月	関係団体向けの支援調査実施	
12月	アンケート集計・分析、計画の素案作成	
平成30年1月	・少子化対策推進庁内会議（子どもの貧困支援計画策定検討部会）の開催 ・平成29年度第2回子ども・子育て会議開催	
2月	パブリックコメント実施	
3月	計画公表	

2 各種調査

- (1) 小学5年生の世帯へのアンケート（保護者・児童）
- (2) 中学2年生の世帯へのアンケート（保護者・生徒）
- (3) ひとり親家庭へのアンケート
- (4) 関係団体へのアンケート

3 用語解説

用 語	内 容
子育てコーディネーター	子育て全般にわたって相談にのり、多様な子育て支援サービスを紹介したり適切な子育て支援機関につなぐ役割をもつこども課窓口に配置されているコーディネーター。
にこにこ相談会	お子さん（3～18歳前後）の発達や行動・学習などで心配なこと、困ったことを相談する場で年12回開いている。
ファミリーサポートセンター	子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人を結び付け、地域における子育ての相互援助活動を行う会員組織。
ワークライフバランス	国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

(仮称) 魚津市子どもの未来応援計画 (素案)

魚津市子ども・子育て支援事業計画【追加版】
(子どもの貧困対策に関する施策)

平成30年3月策定

発行者 魚津市 民生部 兼 教育委員会 こども課

住所 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

TEL 0765-23-1006 (直通) FAX 0765-23-1061

<http://www.city.uzu.toyama.jp/>